

山形県 F 農家の生活時間調査

杉 山 茂

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. はじめに | (3) 生活時間 |
| 2. F 農家の生活時間構造 | (4) 生活行動の地域的拡がり |
| (1) 農家概要 | 3. むすび |
| (2) 労働時間 | |

1. は じ め に

本稿は、A, B, C, D, E 農家⁽¹⁾に続く F 農家の生活時間調査（昭和 58 年度調査）の分析である。つまり農家の生産・生活構造を時間的構造において把握しようとするものである。より詳しくいえば、農家の労働と外出生活行動における、家族成員の役割分担と社会関係を構造的に把握しようとするものである。本稿は、農業においては、基幹部門の稲作に副次部門の畜産を合わせもつ 2.2 ha 経営（受託田および小作田を含む）の出稼ぎを主とする農家を調査対象としている。これまでの A から E までの農家が、主として農業生産に依拠して生活が営まれる農家であったのとは異なり、この F 農家の場合には、労働時間や所得において農業生産よりも兼業がより大きな比重を占めている。

調査方法は、これまでの報告の場合と同様一貫して同じであるが、以下にその調査方法を列挙しておこう。

- (1) 毎日の生産・生活時間の記帳。各年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで。
- (2) 対象家族成員は、主として大人であるが、生産的労働をおこなう未成年者も可能な限り含めた。
- (3) 時間単位を 10 分とした。つまり、10 分以上の継続的な行動について調査し、10 分未満のものははぶいた。
- (4) 労働時間については、自宅内外を問わずすべて調査した。労働以外の生活行動については、外出（自宅外的生活行動）に限り調査した⁽²⁾。すなわち、(6) の時刻調査を除き、在宅（自宅内）の生活行動については、調査をはぶいた。

(5) 外出については、その行先（例えば〇〇市，〇〇部落）を調査した。

(6) 在宅の起・就床時刻と食事（朝，昼，夕）開始時刻を調査した。

次いで、調査結果を次のように分類して分析をおこなった。

(1) 労働時間

イ 農業労働時間（農作業）

ロ 兼業労働時間（賃労働，内職など）

(2) 生活時間

イ 在宅生活時間（睡眠，食事，家事，育児，家族だんらんなど）

ロ 外出生活時間（諸会合，交際，学校・学習，レクリエーション，送迎，買物など）

なお，共役労働，手伝（出）労働などについては，社会関係を重視して外出生活時間に含まれた。

最後に、今回の F 農家の生活時間調査の整理にあたり、F 農家の基幹的労働力の経営主，妻，父の3人を中心にし，病弱の母，老齢の祖母，小学生の長男と二男，保育所児童の三男については，「その他家族」と一括して示し，説明を最小限度にとどめた。また，外出生活行動のなかで，2つ以上の目的をもって外出した場合には，適宜それぞれに時間を分割した。

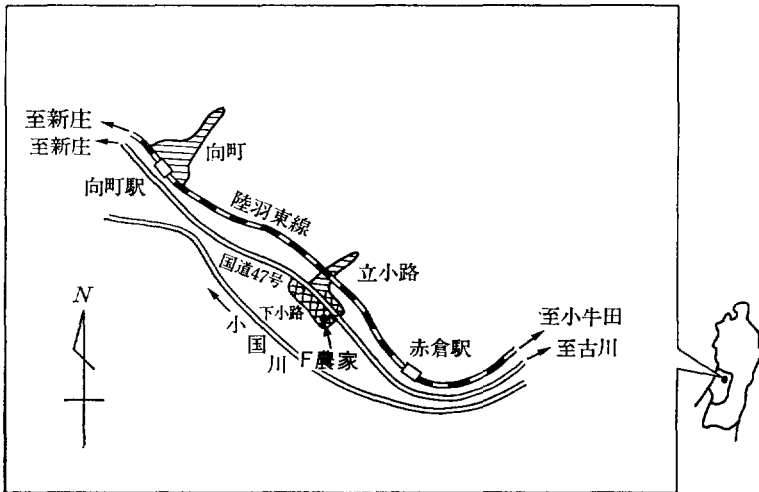
2. F 農家の生活時間構造

(1) 農家概要

1) 下小路部落

F 農家は，山形県最上郡最上町下小路部落にある（第1図参照）。下小路部落は，最上町の中心地の向町から東へ約3 kmの地点にある。下小路部落は，国道47号沿いにあり，また J R 立小路駅（無人駅）が，隣接の立小路部落内にあるので交通は便利である。下小路部落の戸数は44戸である。下小路と立小路ともに部落組織をもつが，消防，立小路駅の除雪などについては，両部落間で単一組織ないし共同作業で対応している。

世界農林業センサスの農業集落調査では，両部落を一括して下立小路として農業集落名が示されている。1980年の農業集落カードによって，その概要をみることにする。下立小路の総戸数は91戸で，そのうち農家数は87戸（96%）である。専兼業別農家数は，専業農家がわずかに1戸で，第Ⅰ種兼業農家が57戸で最も多く，第Ⅱ種兼業農家が29戸である。兼業農家を兼業種類別にみると，雇用兼業農家が78戸，自営兼業農家が8戸である。雇用兼業農家の内訳は，日雇・臨時雇・出かせぎ者のいる農家が55戸，恒常的勤務者の



いる農家が23戸で前者の比率が高い。なお、農業従事者数でみると、総数213人中、主に日雇・臨時雇が103人(48%)、主に恒常的勤務が49人(23%)、主に出かせぎが33人(15%)、自営兼業が28人(13%)である。これを山形県全体の数字と比較すると、主に恒常的勤務が少なく、主に日雇・臨時雇と主に出かせぎが多くなっている。

経営耕地面積規模別農家数は、0.3 ha未満が9戸、0.3～0.5 ha層が6戸、0.5～1.0 ha層が11戸、1.0～2.0 ha層が36戸、2.0～3.0 ha層が24戸、3.0 ha以上層が1戸である。1.0～3.0 haの中層が厚く、3.0 ha以上層の上層が薄い。農産物販売金規模別農家数のうち、戸数の多い3層をあげると、200～300万円層が31戸、150～200万円層が14戸、50～100万円層が11戸で、500万円を超える農家はいない。農業経営組織別農家数では、稲作単一経営が73戸、準単一経営が6戸である。このような下立小路集落のなかで、F農家は、経営規模は比較的上層に属し、稲作を基幹部門とし副次的に畜産部門を合せもつ複合経営である。

2) 家族構成

第1表にみられるように、F 農家の家族成員は8人と多い。すなわち、経営主32歳、妻31歳、長男8歳、二男6歳、三男3歳、父63歳、母59歳、祖母82歳の8人家族である。ただし、祖母が昭和58年12月に死亡したため、以後は7人家族となった。

経営主は、農業に従事するとともに、農閑期には塗装工あるいは大工（型わく大工）と

第1表 F農家の家族構成

続柄	年齢	学歴	役職その他
主	32	高校	小学校評議員, 塗装工, 大工(型わく大工)
妻	31	〃	自動車の電気部品の配線工
長男	8		小学3年生
二男	6		〃 1年生
三男	3		保育所児童
父	63	小学	大工(型わく大工)
母	59	〃	病弱
祖母	82	〃	寝たきり

注(1) 昭和58年4月1日現在である。

(2) 祖母が昭和58年12月, 母が59年10月死亡した。

(3) 型わく大工とは, コンクリートの建物の骨組をつくる躯体工事で, コンクリートを流し込む際の型わくを作る大工。

して, 横浜市, 仙台市, 宮城県鳴子町へ出稼ぎまたは通いで兼業に従事している。経営主は, 役職として小学校の評議員を務めている。妻は, 農業に従事するとともに, 農閑期には自動車の電気部品の配線工として, 東隣り部落の富沢の会社へ通ったり, 自宅でその内職をする。父は, 農業に従事するとともに, 農閑期には大工(型わく大工)として埼玉県東松山市へ出稼ぎに行く。母は, 病弱でほとんど農業には従事しない。祖母は, 老齢のため寝たきりの状態である。子供たち3人は, 小校生以下の児童である。このような家族の状況のなかで, 妻に大きな負担がかかっているように思われる。それは, 経営主と父が長期出稼ぎに出かけるので, その負担は倍加される。

ここで, 経営主と父のそれぞれの兄弟の動向について触れておこう。経営主は, 4人兄弟の三男である。長男は, 東京都府中市で左官をしていたが, 昭和59年4月死亡した。二男は, 東京都足立区で婦人ベルトの製造業を営んでいる。四男は, 昭和53年頃最上町判屋部落の3ha農家に婿入りし, 農閑期には父の弟(下小路部落)のもとで建具職に従事している。父は8人兄弟の長男である。長女, 二女, 四女は, それぞれ最上町本城, 新庄市本合海, 最上町大堀の農家に嫁いだ。三女は最上町富沢の鉄道員に, 五女は山形市の銀行員にそれぞれ嫁いだ。二男は下小路部落で建具職をしており, 三男は岡山県倉敷市の鉄工所に勤務している。なお, 妻の実家は, 同じ下小路部落の1.6haの農家である。彼女は長女で, 妹が同じ町内の農家から婿を迎え実家を継いでいる。

3) 生活財

F農家の生活財としての建物と耐久消費財は, 以下のとおりである。住宅面積は, 延べ

401m²で昭和56年に新築された。建築費は総額3,000万円で、うち1,500万円を農協から借入した。車庫が59m²で昭和46年頃建築された。耐久消費財は、以下のとおりである。()内は、最初の導入年が不明のため最新の導入年である。ステレオ(昭和45年)、電気掃除機(47年)、自転車(47年)、バイク(52年)、電子レンジ(53年)、自動車(ライトバン、53年)、電気冷蔵庫(55年)、電気洗濯機(56年)、石油ストーブ(56年)、カラーテレビ(56年)。なお、家族成員の自動車運転免許取得年は、経営主、妻ともに昭和47年である。

4) 農家経営

F農家は第Ⅱ種兼業農家である。農業経営は、稲作を基幹とする畜産の複合経営である。農外兼業は、農閑期における経営主の塗装、大工(型わく大工)、妻の自動車の電気部品の配線、父の大工(型わく大工)である。経営主は、横浜市への長期出稼ぎ、仙台市への短期出稼ぎ、宮城県鳴子町への日帰りの稼ぎであり、妻は、東隣りの部落にある会社への日帰りの稼ぎと内職であり、父は、すべて埼玉県下への長期出稼ぎである。

F農家の経営耕地面積は、220a、うち田210a、普通畑10aである(第2表)。また、山林2ha、宅地5.7aを所有する。田の内訳は、自作田148a、小作田12a、受託田50aである。団地数は、自作田が5団地、普通畑が1団地である。田の基盤整備はまだおこなわれていない。小作地は、農地改革前からの小作地で、地主は、下小路部落から約1km東に位置する富沢地区の中心地の富沢部落の農家であり、小作料は10a当たり2万円である。受託田は、下小路部落の親戚の農家から昭和57年以降受託している。その農家の主人が大阪へ出稼ぎに行き、病気になったためである。受託料は10a当たり45,000円(2.5俵)である。稲の品種別作付面積は、キヨニシキ166a、ハナヒカリ20aである。減反面積は24a、うち牧草14a、大豆8a、畜舎用地2aである。米の販売数量は150俵、飯米数量は10俵(48年頃は15俵)である。

農業用建物として納屋(178m²)、作業場(139m²)、畜舎(178m²)がある。納屋は畜舎の二階にあり、作業場は住宅の階下にある。作業場は昭和56年、畜舎は57年の建築である。

農業機械については、最初の導入年が不明なため、最新導入年を()内に示した。精米機(昭和45年)、動力カッター(46年)、動力脱穀機(47年)、乾燥機(48年)、田植機(49年)、パインダー(49年)、トラクター(50年)、動力糶摺機(51年)、防除機(55年)、モーター(55年)。ほかに導入年が不明の農業機械は、動力耕耘機、ハーベスタ、石油発動機などである。

家畜は、繁殖と牛3頭、鶏10羽を飼養している。繁殖と牛は、昭和50年1頭を飼養していたが、あらためて57年から3頭を飼養しはじめ、60年に4頭を飼養したほかは、62

第2表 F 農家の経営概況

土 地		建 物		農 業 機 械		家 畜		農 家 所 得	
地 目	面 積 (a)	種 別	面積(m ²)	最新導入年	種 類	種 別	頭 羽 数	種 別	金額(万円)
自 作 田	148	納 屋	178	不 明	動力耕耘機	繁殖和牛	3	米	150
小 作 田	12	作 業 場	139	昭和50年	トラクター	鶏	10	賃 金	380
受 託 田	50	畜 舎	178	49	田植機	1) 繁殖和牛は昭和50年頃一時1頭を飼養したが、あらためて57年から3頭を飼養しはじめ、60年に4頭を飼養したほかは、62年まで3頭の飼養である。 2) 第2次大戦後乳牛を一時飼養した。 3) 役牛を昭和40年頃まで飼養していた。 4) 鶏は肉卵ともに自給用である。	年 金	27	
田 計	210	計	495	55	防除機		計	557	
普 通 畑	10	1) 納屋は畜舎の二階であり、作業場は住宅の階下にある。 2) 作業場は昭和56年、畜舎は57年の建築である。		49	バインダー		1) この年度に牛の販売はなかった。 2) 賃金は、経営主、妻、父のそれである。 3) 現金家計費は月約17万円である。		
経 営 耕 地 計	220			不 明	ハーベスタ				
山 林	200			48	乾燥機				
宅 地	5.7			不 明	石油発動機				
1) 団地数は自作田が5団地、普通畑が1団地。 2) 小作田は農地改革前からの小作地、地主は富沢の農家(小作料は10a 2万円)。 3) 受託田は、下小路部落の農家(F農家の親戚)から昭和57年より受託している。その農家の主人が大阪へ出稼ぎに行き病気になるためである。受託料は、10a当たり45,000円(2.5俵)である。 4) 稲品種別作付面積はキヨ				55	モーター				
				47	動力脱穀機				
				51	穀摺機				
				45	精米機				
				46	動力カッター				

年まですべて3頭の飼養である。第2次大戦後一時乳牛を飼養した。鶏は肉卵ともに自給用である。なお、役牛を40年頃まで飼養していた。

昭和58年度の農家総所得は、557万円である。内訳は、米150万円、賃金380万円、年金27万円である。なお、この年度中に和牛仔牛の販売はなかった。現金家計費は月約17万円である。

(2) 労働時間

1) 農業労働時間

以上に述べたように、F農家の場合には、兼業所得が農業所得を上まわり、後にみるように兼業労働時間が農業労働時間より多い。しかし、生活の根拠を自宅におき、農業生産をおこない、農閑期に兼業労働をおこなうという意味では、農業労働がF農家の生活時間構造を基本的に規定しているといつてよいであろう。

部門別、続柄別に年間の農業労働時間をみたのが第3表である(第2図参照)。総農業労働時間2,486時間のうち、稲作が1,603時間(64%)、畑作277時間(11%)、畜産564時間(23%)、山林42時間(2%)で、稲作が最も多い。家族成員別に労働時間をみると、稲作では経営主が最も多く、次いで妻、父の順となっている。その他家族は、病弱な母と3人の児童の手伝いである。畑作と畜産では、圧倒的に妻の労働時間が多い。ただ、経営主の畜産労働時間がかなり多い。山林労働時間は、全体で42時間と少なく、分担は経営主と妻がほぼ同じで、父はごくわずかである。

次に、稲作における作業種類別分担状況をみたのが第4表および第5表である。稲作労働時間全体のなかで、10%以上を占める作業種類は、稲刈りの26%、育苗と脱穀調製のそれぞれ14%の3種の稲作業である。また、経営主は、全作業に従事しているが、妻は乾燥作業を、父は防除、本田除草、種抜き、乾燥、農業機械整備、堆肥運搬作業をおこなってい

ニシギ166a, ハナヒカリ
20a.

5) 減反面積は24a, うち牧草14a, 大豆8a, 畜舎用地2a.

6) 米の販売数量は150俵、飯米数量は10俵である。

第3表 F農家の農業労働時間(部門別, 続柄別)

(単位: 時間, () 内は日数)

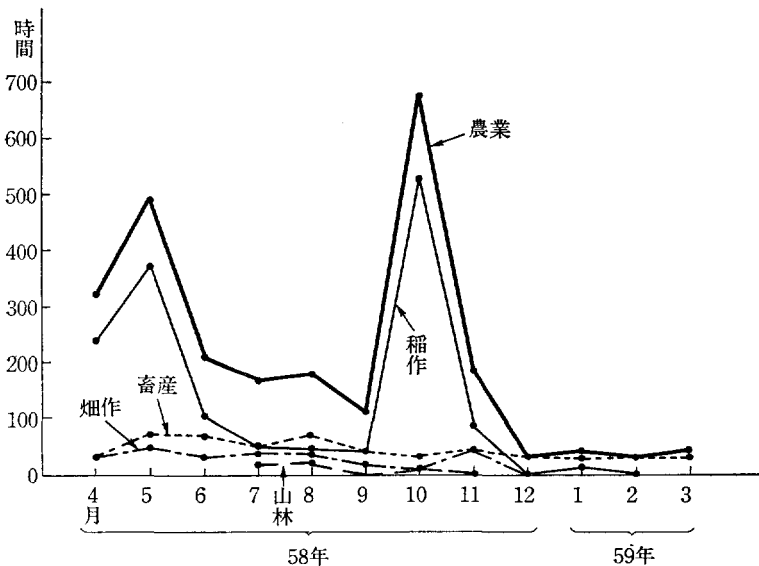
			経営主	妻	父	その他家族	計
実数	稲作		622(119)	556(160)	402 (64)	24 (11)	1,603(354)
	畑作		6 (4)	248(101)	20 (4)	3 (1)	277(110)
	畜産		131(101)	397(341)	30 (29)	7 (14)	564(485)
	山林		21 (3)	18 (4)	4 (1)	—	42 (8)
	計		779(150)	1,219(356)	455 (76)	33 (25)	2,486(607)
部門別割合 (%)	稲作		80 (79)	46 (45)	88 (84)	71 (44)	64 (58)
	畑作		1 (3)	20 (28)	4 (5)	8 (4)	11 (18)
	畜産		17 (67)	33 (96)	7 (38)	21 (56)	23 (80)
	山林		3 (2)	1 (1)	1 (1)	—	2 (1)
	計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
続柄別割合 (%)	稲作		39 (34)	34 (45)	25 (18)	1 (3)	100(100)
	畑作		2 (4)	90 (92)	7 (4)	1 (1)	100(100)
	畜産		23 (21)	70 (70)	5 (6)	1 (3)	100(100)
	山林		50 (38)	42 (50)	8 (13)	—	100(100)
	計		31 (25)	49 (59)	18 (13)	1 (4)	100(100)

注(1) 時間は30分以上と未満をそれぞれ切り上げ, 切り捨てとした。表の合計数値の合わない場合があるのはそのためである。以下同じ。

(2) () 内は従事日数である。各人毎の計が, 部門毎の計より少ないのは, 例えば, 1日のうちに稲作業と畑作業と両方おこなった場合でも農作業としては1日とみたためである。

ない。妻の労働時間が, 経営主より多い作業種類は, 育苗, 施肥, 水管理, 本田除草の4つである。なお, その他家族が手伝いをした作業種類は, 育苗, 稲刈り, 脱穀調製の3つである。稲作業における経営主と妻と父の分担関係は, 例えば田植機を経営主が運転し, 苗の補給は, 妻や父がおこなうという協業関係として示される。また防除や本田除草は経営主と妻が担当し, 父はおこなわず, さらに農業機械整備や堆肥運搬は, 主として経営主がおこない, 妻が若干おこなうに過ぎず, 父は全くおこなわないという分業関係として示される。

月別に稲作労働時間をみたのが第6表である。田植期の5月と稲刈り期の10月がピークとなっており(この5月と10月は兼業労働時間の2つの底を形成している——後掲第3図——)。ただし, 育苗期の4月が250時間を超え, 除草, 水管理, 草刈りの6月が100時間を上まわっている。



第2図 F農家の農業労働時間(部門別, 月別)

普通畑作面積は10aと小さく、商品化されている作物はなく、すべて自給である。なお、飼料生産は畜産に含めた。畑作労働時間を作業種類別にみたのが第7表である。総畑作労働時間277時間のうち、50時間を超えるのは、播種・植付作業と収穫作業の2種類である。妻の畑作労働時間が、家族成員のなかで圧倒的に多いことはすでに述べた。妻は畑作業種類のあらゆる作業に従事しているが、経営主は耕耘・整地、施肥など、父は除草、中耕、収穫、母は収穫作業をおこなっているだけである。

畑作労働時間を月別にみたのが第8表である。畑作労働がおこなわれる4月から11月までに、50時間を超える月はない。その間、妻の畑作労働は毎月あるが、経営主は4～6月、父は8月と11月、母は11月にしか畑作業をしていない。

F農家は、繁殖和牛3頭、鶏10羽を飼養している。鶏は肉卵ともに自給用である。畜産労働時間を作業種類別にみたのが第9表である。総畜産労働時間564時間のうち、管理(餌切り、給餌など)が318時間、飼料生産(牧草生産、乾草づくりなど)が166時間であり、この2つの作業で全体の86%を超える。経営主と妻は、全作業に従事している。父がしなかった作業種類は、分娩、和牛管理(個体管理)であり、その他家族は、管理、飼料生産、糞尿処理作業を若干おこなっただけである。

第4表 F 農家の稲作労働時間（作業種類別，続柄別）

（単位：時間，（ ）内は日数）

	経営主	妻	父	計	その他 家族	合計
I 育苗	51(17)	106(45)	65(19)	222 (81)	3 (4)	225 (85)
II 本田整備	65(10)	38 (9)	37 (7)	139 (26)		139 (26)
III 施肥	14 (5)	22 (7)	3 (1)	38 (13)		38 (13)
IV 田植	44 (5)	34 (5)	12 (5)	90 (15)		90 (15)
V 補植	14 (2)	4 (1)	8 (1)	26 (4)		26 (4)
VI 防除	21 (9)	15 (6)	-	36 (15)		36 (15)
VII 水管理	40(30)	42(45)	11 (7)	93 (82)		93 (82)
VIII 草刈り	57(37)	32(24)	7 (3)	96 (64)		96 (64)
IX 本田除草	4 (1)	66(16)	-	69 (17)		69 (17)
X 稗抜き	3 (1)	3 (1)	-	5 (2)		5 (2)
XI 稲刈り	162(29)	112(22)	135(21)	409 (72)	6 (2)	415(74)
XII 脱穀調製	83(15)	65(14)	62(10)	211 (39)	15 (5)	225(44)
XIII 乾燥	5 (6)	-	-	5 (6)		5 (6)
XIV 出荷	5 (2)	7 (3)	1 (1)	12 (6)		12 (6)
XV 農業機械整備	21(12)	4 (6)	-	25 (18)		25 (18)
XVI 堆肥運搬	19 (5)	3 (1)	-	22 (6)		22 (6)
XVII その他	15 (5)	5(11)	61(11)	81 (27)		81 (27)
計	622(191)	556(216)	402(86)	1,580(493)	24 (11)	1,603(504)

注. その他家族の作業種類別の稲作労働時間と日数は次のとおりである. 母がXI稲刈り・1時間・1日とXII脱穀調製・3時間・1日, 長男がI育苗・1時間・2日とXI稲刈り・5時間・1日およびXII脱穀調製・11時間・3日, 二男がI育苗・2時間・2日とXII脱穀調製・1時間・1日.

第10表は, 畜産労働時間を月別にみたものである. 50時間を超える月は, 飼料生産(乾草づくりを含む)の多忙な5~8月の4カ月である. 主として長期出稼ぎのため, 経営主は2月と3月の2カ月に, 父は7月, 9月, 1~3月の5カ月に畜産労働がない.

F農家は, 2haの山林を所有しており, 42時間の山林労働をおこなっている(第11表). 作業種類は, 下刈り, 杉起し, 下刈機修理である. 経営主が21時間, 妻が17時間, 父が4時間の労働時間であるが, 経営主は下刈りと杉起しの労働であり, 妻は下刈りと下刈機修理の, 父は杉起しの労働である. 山林労働をおこなう月は, 7, 8, 10月の3カ月である.

2) 兼業労働時間

F農家の兼業従事者は, すでに述べたように, 経営主と妻と父の3人である. いずれも農閑期における兼業従事である. しかし, 形態がそれぞれ異なり, 経営主は, 長期および

第5表 F農家の稲作労働時間の作業種類別割合（作業種類別，続柄別）

（単位：%）

	作業種類別割合							続柄別割合						
	経営主	妻	父	計	その他 家族	合 計		経営主	妻	父	計	その他 家族	合 計	
I 育苗	8 (9)	19 (21)	16 (22)	14 (16)	14 (36)	14 (17)		23 (20)	47 (53)	29 (22)	99 (59)	1 (5)	100(100)	
II 本田整備	10 (5)	7 (4)	9 (8)	9 (5)	-	9 (5)		47 (38)	27 (35)	26 (27)	100(100)	-	100(100)	
III 施肥	2 (3)	4 (3)	1 (1)	2 (3)	-	2 (3)		36 (38)	57 (54)	7 (8)	100(100)	-	100(100)	
IV 田植	7 (3)	6 (2)	3 (6)	6 (3)	-	6 (3)		49 (33)	38 (33)	13 (33)	100(100)	-	100(100)	
V 補植	2 (1)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	-	2 (1)		55 (50)	15 (25)	31 (25)	100(100)	-	100(100)	
VI 防除	3 (5)	3 (3)	-	2 (3)	-	2 (3)		59 (60)	41 (40)	-	100(100)	-	100(100)	
VII 水管理	6 (16)	8 (21)	3 (8)	6 (17)	-	6 (16)		43 (37)	45 (55)	12 (9)	100(100)	-	100(100)	
VIII 草刈り	9 (19)	6 (11)	2 (3)	6 (13)	-	6 (13)		59 (58)	34 (38)	7 (5)	100(100)	-	100(100)	
IX 本田除草	1 (1)	12 (7)	-	4 (3)	-	4 (3)		6 (6)	94 (94)	-	100(100)	-	100(100)	
X 稗抜き	0 (1)	0 (0)	-	0 (0)	-	0 (0)		50 (50)	50 (50)	-	100(100)	-	100(100)	
XI 稲刈り	26 (15)	20 (10)	34 (24)	26 (15)	25 (18)	26 (15)		39 (39)	27 (30)	33 (28)	99 (97)	1 (3)	100(100)	
XII 脱穀調製	13 (8)	12 (6)	16 (12)	13 (8)	61 (45)	14 (9)		37 (34)	29 (32)	28 (23)	94 (89)	6 (11)	100(100)	
XIII 乾燥	1 (3)	-	-	0 (1)	-	0 (1)		100(100)	-	-	100(100)	-	100(100)	
XIV 出荷	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	-	1 (1)		36 (33)	59 (50)	4 (17)	100(100)	-	100(100)	
XV 農業機械整備	3 (6)	1 (3)	-	2 (4)	-	2 (4)		86 (67)	14 (33)	-	100(100)	-	100(100)	
XVI 堆肥運搬	3 (3)	1 (0)	-	1 (1)	-	1 (1)		87 (83)	13 (17)	-	100(100)	-	100(100)	
XVII その他	2 (3)	1 (5)	15 (13)	5 (5)	-	5 (5)		18 (19)	6 (41)	75 (41)	100(100)	-	100(100)	
計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)		39 (38)	35 (43)	25 (17)	99 (98)	1 (2)	100(100)	

注. () 内は日数の割合である。

第6表 F農家の稲作労働時間(月別, 続柄別)

(単位: 時間, () 内は日数)

		経営主	妻	父	その他家族	計
実数	昭和58年4月	81 (12)	87 (28)	84 (14)	3 (4)	255 (58)
	5	155 (21)	102 (29)	115 (23)	-	372 (73)
	6	11 (4)	95 (27)	-	-	106 (31)
	7	6 (3)	46 (19)	-	-	52 (22)
	8	34 (18)	13 (10)	2 (1)	-	48 (29)
	9	34 (23)	11 (7)	-	-	45 (30)
	10	252 (30)	166 (29)	187 (23)	20 (7)	625 (89)
	11	47 (7)	28 (6)	14 (3)	-	89 (16)
	59年1月	2 (1)	7 (4)	-	-	9 (5)
	3	-	3 (1)	-	-	3 (1)
	計	622(119)	556(160)	402 (64)	24 (11)	1,603(354)
月別割合 (%)	昭和58年4月	13 (10)	16 (18)	21 (22)	14 (36)	16 (16)
	5	25 (18)	18 (18)	29 (36)	-	23 (21)
	6	2 (3)	17 (17)	-	-	7 (9)
	7	1 (3)	8 (12)	-	-	3 (6)
	8	6 (15)	2 (6)	0 (2)	-	3 (8)
	9	6 (19)	2 (4)	-	-	3 (8)
	10	41 (25)	30 (18)	47 (36)	86 (64)	39 (25)
	11	7 (6)	5 (4)	4 (5)	-	6 (5)
	59年1月	0 (1)	1 (3)	-	-	1 (1)
	3	-	1 (1)	-	-	0 (0)
	計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
続柄別割合 (%)	昭和58年4月	32 (21)	34 (48)	33 (24)	1 (7)	100(100)
	5	42 (29)	27 (40)	31 (32)	-	100(100)
	6	10 (13)	90 (87)	-	-	100(100)
	7	12 (14)	88 (86)	-	-	100(100)
	8	71 (62)	26 (34)	3 (3)	-	100(100)
	9	76 (77)	24 (23)	-	-	100(100)
	10	40 (34)	27 (33)	20 (26)	3 (8)	100(100)
	11	52 (44)	32 (38)	16 (19)	-	100(100)
	59年1月	22 (20)	78 (80)	-	-	100(100)
	3	-	100(100)	-	-	100(100)
	計	39 (34)	34 (45)	25 (18)	1 (3)	100(100)

注(1) 58年12月と59年2月の稲作労働はない。

(2) その他家族の月別の稲作労働時間と日数は次のとおりである。母が10月・4時間・2日, 長男が4月・1時間・2日と10月・15時間・4日, 二男が4月・2時間・2日と10月・1時間・1日。

第7表 F農家の畑作労働時間（作業種類別，続柄別）

（単位：時間，（ ）内は日数）

		経営主	妻	父	母	計
実数	I 耕耘・整地	6 (2)	23 (12)	-	-	29 (14)
	II 播種・植付	-	68 (38)	-	-	68 (38)
	III 除草	-	31 (20)	2 (1)	-	33 (21)
	IV 施肥	1 (1)	24 (12)	-	-	24 (13)
	V 中耕	-	31 (18)	1 (1)	-	32 (19)
	VI 防除	-	3 (4)	-	-	3 (4)
	VII 収穫	-	38 (21)	17 (3)	3 (1)	58 (25)
	VIII その他	0 (1)	30 (23)	-	-	31 (24)
計		6 (4)	248 (148)	20 (5)	3 (1)	277 (158)
作業種類別割合 (%)	I 耕耘・整地	87 (50)	9 (8)	-	-	10 (9)
	II 播種・植付	-	28 (26)	-	-	25 (24)
	III 除草	-	12 (14)	9 (20)	-	12 (13)
	IV 施肥	8 (25)	10 (8)	-	-	9 (8)
	V 中耕	-	12 (12)	5 (20)	-	11 (12)
	VI 防除	-	1 (3)	-	-	1 (3)
	VII 収穫	-	15 (14)	86 (60)	100 (100)	21 (16)
	VIII その他	5 (25)	12 (16)	-	-	11 (15)
計		100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)
続柄別割合 (%)	I 耕耘・整地	19 (14)	81 (86)	-	-	100 (100)
	II 播種・植付	-	100 (100)	-	-	100 (100)
	III 除草	-	94 (95)	6 (5)	-	100 (100)
	IV 施肥	2 (8)	98 (92)	-	-	100 (100)
	V 中耕	-	97 (95)	3 (5)	-	100 (100)
	VI 防除	-	100 (100)	-	-	100 (100)
	VII 収穫	-	66 (84)	29 (12)	5 (4)	100 (100)
	VIII その他	1 (4)	99 (96)	-	-	100 (100)
計		2 (3)	90 (94)	7 (3)	1 (1)	100 (100)

注. 畑作物は，すべて自給で出荷はない。

第8表 F農家の畑作労働時間(月別, 続柄別)

(単位: 時間, () 内は日数)

		経営主	妻	父	母	計
実数	昭和58年4月	3 (2)	32 (9)	-	-	35 (11)
	5	3 (1)	45 (14)	-	-	48 (15)
	6	0 (1)	32 (12)	-	-	32 (13)
	7	-	46 (17)	-	-	46 (17)
	8	-	38 (16)	3 (1)	-	41 (17)
	9	-	22 (14)	-	-	22 (14)
	10	-	9 (11)	-	-	9 (11)
	11	-	26 (8)	17 (3)	3 (1)	46 (12)
	計	6 (4)	248(101)	20 (4)	3 (1)	277(110)
月別割合 (%)	昭和58年4月	47 (50)	13 (9)	-	-	13 (10)
	5	47 (25)	18 (14)	-	-	17 (14)
	6	5 (25)	13 (12)	-	-	12 (12)
	7	-	18 (17)	-	-	16 (15)
	8	-	15 (16)	14 (25)	-	15 (15)
	9	-	9 (14)	-	-	8 (13)
	10	-	4 (11)	-	-	3 (10)
	11	-	10 (8)	86 (75)	100(100)	16 (11)
	計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
続柄別割合 (%)	昭和58年4月	9 (8)	91 (82)	-	-	100(100)
	5	6 (6)	94 (93)	-	-	100(100)
	6	1 (8)	99 (92)	-	-	100(100)
	7	-	100(100)	-	-	100(100)
	8	-	93 (94)	7 (6)	-	100(100)
	9	-	100(100)	-	-	100(100)
	10	-	100(100)	-	-	100(100)
	11	-	57 (67)	37 (25)	6 (8)	100(100)
	計	2 (4)	90 (92)	7 (4)	1 (1)	100(100)

注. 12月から翌年3月まで畑作労働はない。

第9表 F農家の畜産労働時間（作業種類別，続柄別）

（単位：時間，（ ）内は日数）

		経営主	妻	父	その他家族	計
実数	I 管理	45 (82)	250(333)	18 (24)	5 (12)	318(451)
	II 分娩	8 (4)	1 (2)	—	—	10 (6)
	III 飼料生産	44 (23)	118 (86)	4 (5)	0 (1)	166(115)
	IV 和牛管理	8 (8)	4 (6)	—	—	12 (14)
	V 糞尿処理	10 (5)	15 (19)	5 (4)	2 (1)	31 (29)
	VI その他	15 (5)	9 (12)	4 (1)	—	28 (18)
	計	131(127)	397(458)	30 (34)	7 (14)	564(633)
作業種類別割合 (%)	I 管理	35 (65)	63 (73)	58 (71)	66 (86)	56 (71)
	II 分娩	6 (3)	0 (0)	—	—	2 (1)
	III 飼料生産	34 (18)	30 (19)	14 (15)	5 (7)	29 (18)
	IV 和牛管理	6 (6)	1 (1)	—	—	2 (2)
	V 糞尿処理	8 (4)	4 (4)	15 (12)	29 (7)	6 (5)
	VI その他	11 (4)	2 (3)	13 (3)	—	5 (3)
	計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
続柄別割合 (%)	I 管理	14 (18)	79 (74)	6 (5)	1 (3)	100(100)
	II 分娩	86 (67)	14 (33)	—	—	100(100)
	III 飼料生産	26 (20)	71 (75)	3 (4)	0 (1)	100(100)
	IV 和牛管理	68 (57)	32 (43)	—	—	100(100)
	V 糞尿処理	32 (17)	47 (66)	14 (14)	6 (3)	100(100)
	VI その他	54 (28)	32 (67)	14 (6)	—	100(100)
	計	23 (20)	70 (72)	5 (5)	1 (2)	100(100)

注. その他家族の作業種類別の畜産労働時間と日数は次のとおりである。母がⅢ 飼料生産・0時間・1日，長男がⅠ管理・4時間・1日とⅤ糞尿処理・2時間・1日，二男がⅠ管理・1時間・1日。

短期出稼と通勤兼業を，妻は通勤兼業と内職を，父は長期出稼をおこなう。業種は，経営主が塗装と大工（型わく大工），妻が自動車の電気部品の配線，父が大工（型わく大工）である。ところで，兼業労働時間の分析にあたり，兼業拘束時間と兼業労働時間に分けて分析をおこなうこととした。兼業拘束時間の場合は，兼業労働を目的として自宅を出てから帰宅するまでの時間であるが，その内容には兼業労働時間ももちろん，それ以外の生活時間を含むところの全生活時間である。これは，在宅時間と外出時間を問題とする場合には有効であるが，実労働時間を問題とする場合は不適當である。そこで，実労働時間に近い兼業労働時間をうるために，外泊を伴う出稼1日当たりの兼業労働時間を聞き取り調

第10表 F農家の畜産労働時間(月別, 続柄別)

(単位: 時間, () 内は日数)

		経営主	妻	父	その他家族	計
実 数	昭和58年4月	12 (11)	18 (26)	0 (1)	3 (3)	33 (41)
	5	29 (14)	26 (23)	18 (16)	2 (4)	75 (57)
	6	22 (7)	48 (29)	5 (1)	0 (1)	75 (38)
	7	7 (5)	48 (29)	-	-	55 (34)
	8	29 (18)	47 (28)	2 (4)	-	79 (50)
	9	5 (9)	41 (29)	-	1 (3)	47 (41)
	10	8 (17)	17 (30)	3 (4)	1 (3)	29 (54)
	11	10 (6)	35 (30)	1 (1)	-	46 (37)
	12	4 (7)	23 (27)	2 (2)	-	29 (36)
	59年1月	4 (7)	30 (30)	-	-	34 (37)
	2	-	31 (29)	-	-	31 (29)
	3	-	35 (31)	-	-	35 (31)
	計	131(101)	397(341)	30 (29)	7 (14)	564(485)
月 別 割 合 (%)	昭和58年4月	9 (11)	4 (8)	1 (3)	37 (21)	6 (8)
	5	22 (13)	7 (7)	58 (55)	32 (29)	13 (12)
	6	17 (7)	12 (8)	15 (3)	5 (7)	13 (8)
	7	5 (5)	12 (8)	-	-	10 (7)
	8	22 (18)	12 (8)	8 (14)	-	14 (10)
	9	4 (9)	10 (8)	-	15 (21)	8 (8)
	10	6 (17)	4 (9)	10 (14)	12 (21)	5 (11)
	11	8 (6)	9 (9)	2 (3)	-	8 (8)
	12	3 (7)	6 (8)	7 (7)	-	5 (7)
	59年1月	3 (7)	7 (9)	-	-	6 (8)
	2	-	8 (8)	-	-	5 (6)
	3	-	9 (9)	-	-	6 (5)
	計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
続 柄 別 割 合 (%)	昭和58年4月	37 (27)	54 (63)	1 (2)	8 (7)	100(100)
	5	38 (25)	35 (40)	23 (28)	3 (7)	100(100)
	6	29 (18)	64 (76)	6 (3)	0 (3)	100(100)
	7	13 (15)	87 (85)	-	-	100(100)
	8	37 (36)	60 (56)	3 (8)	-	100(100)
	9	11 (22)	87 (71)	-	2 (7)	100(100)
	10	28 (31)	58 (56)	10 (7)	3 (6)	100(100)
	11	22 (16)	77 (81)	1 (3)	-	100(100)
	12	14 (19)	79 (75)	7 (6)	-	100(100)
	59年1月	12 (19)	88 (81)	-	-	100(100)
	2	-	100(100)	-	-	100(100)
	3	-	100(100)	-	-	100(100)
	計	23 (21)	70 (70)	5 (6)	1 (3)	100(100)

第11表 F農家の山林労働時間（作業種類別・続柄別，月別・続柄別）

（単位：時間，（ ）内は日数）

		経営主	妻	父	計
作業種類別	I 下刈り	17 (2)	17 (2)	-	34 (4)
	II 杉起し	4 (1)	-	4 (1)	7 (2)
	III 下刈機修理	-	1 (2)	-	1 (2)
月別	昭和58年7月	9 (1)	9 (3)	-	18 (4)
	8	9 (1)	9 (1)	-	17 (2)
	10	4 (1)	-	4 (1)	7 (2)
計		21 (3)	18 (4)	4 (1)	42 (8)

査にもとづいて10時間とした。このことにより、在宅就労の農業労働時間と兼業労働時間の比較が可能となる。

さて、F農家の兼業拘束時間を月別にみたのが第12表にである。経営主と父は、毎月兼業労働に従事している。しかし、妻は、9月と11月から翌年の3月までの6カ月の就労である。年間の兼業拘束時間は、経営主が5,059時間(245日)、妻が485時間(93日)、父が5,768時間(250日)である。経営主と父の兼業労働日数が、田植期の5月と稲刈期の10月に少なく、それぞれ経営主が8日および2日、父が1日および5日となっている。また、妻は9月以降の就労であるが、稲刈り期に兼業就労がない。なお、出稼に伴う外泊数は、経営主が就労日数245日中180日(73%)、父が250日中239日(96%)である。妻には外泊を伴う兼業就労がなく、就労日数93日のうち通勤が74%、内職が26%である。

次いで兼業労働時間を示したのが第13表である。妻には外泊を伴う兼業就労がないので、経営主と父について兼業労働時間をみると、それぞれ2,371時間および2,296時間である。そこで、兼業拘束時間に対する兼業労働時間の割合を、経営主と父についてみると、それぞれ47%および40%である。経営主のほうが父より比率が高いのは、経営主の場合には通勤兼業がかなり多いのに対して、父の場合は出稼だけだからである。

3) 労働時間

以上、F農家の農業と兼業労働時間について、続柄別を中心に、作業種類別、月別に概観した。総労働時間が7,638時間、総農業労働時間が2,486時間、総兼業労働時間が5,152時間である(第14表、第3図)。総労働時間に対する総農業労働時間と総兼業労働時間の割合は、それぞれ33%および67%で総兼業労働時間の比率が高く7割に近い。これを家

第12表 F 農家の兼業拘束時間（月別，続柄別）

（単位：時間，（ ）内は日数）

		経営主	妻	父	計
実 数	昭和58年 4 月	403 (17)	—	208 (11)	611 (28)
	5	196 (8)	—	9 (1)	205 (9)
	6	495 (25)	—	670 (29)	1,165 (54)
	7	492 (23)	—	744 (31)	1,236 (54)
	8	225 (19)	—	511 (23)	736 (42)
	9	257 (24)	95 (15)	720 (30)	1,072 (69)
	10	20 (2)	—	111 (5)	130 (7)
	11	420 (18)	49 (9)	433 (19)	901 (46)
	12	572 (26)	55 (9)	467 (21)	1,095 (56)
	59年 1 月	541 (23)	85 (20)	520 (22)	1,146 (65)
	2	696 (29)	118 (22)	696 (29)	1,510 (80)
	3	744 (31)	83 (18)	679 (29)	1,506 (78)
	計	5,059(245)	485 (93)	5,768(250)	11,312(588)
月 別 割 合 (%)	昭和58年 4 月	8 (7)	—	4 (4)	5 (5)
	5	4 (3)	—	0 (0)	2 (2)
	6	10 (10)	—	12 (12)	10 (9)
	7	10 (9)	—	13 (12)	11 (9)
	8	4 (8)	—	9 (9)	7 (7)
	9	5 (10)	20 (16)	12 (12)	9 (12)
	10	0 (1)	—	2 (2)	1 (1)
	11	8 (7)	10 (10)	8 (8)	8 (8)
	12	11 (11)	11 (10)	8 (8)	10 (10)
	59年 1 月	11 (9)	17 (22)	9 (9)	10 (11)
	2	14 (12)	24 (24)	12 (12)	13 (14)
	3	15 (13)	17 (19)	12 (12)	13 (13)
	計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
続 柄 別 割 合 (%)	昭和58年 4 月	66 (61)	—	34 (39)	100(100)
	5	96 (89)	—	4 (11)	100(100)
	6	42 (46)	—	58 (54)	100(100)
	7	40 (43)	—	60 (57)	100(100)
	8	31 (45)	—	69 (55)	100(100)
	9	24 (35)	9 (22)	67 (43)	100(100)
	10	15 (29)	—	85 (71)	100(100)
	11	47 (39)	5 (20)	48 (41)	100(100)
	12	52 (46)	5 (16)	43 (38)	100(100)
	59年 1 月	47 (35)	7 (31)	45 (34)	100(100)
	2	46 (36)	8 (28)	46 (36)	100(100)
	3	49 (40)	6 (23)	45 (37)	100(100)
	計	45 (42)	4 (16)	51 (43)	100(100)

注(1) 妻の兼業就労形態は，全て日帰らないし内職のために実労働時間（ただし通勤時間を含む）であるが，経営主と父の場合は，宿泊を伴う長期ないし短期出稼ぎが多く，その期間中は自宅を出てから帰るまでの全生活時間である。両者を含めて兼業拘束時間とした。

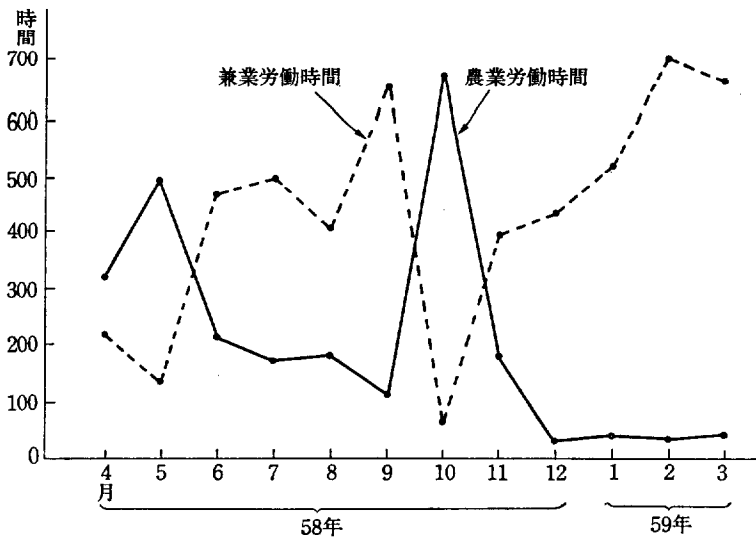
(2) 出稼ぎに伴う外泊数は，経営主が就労日数 245 日中 180 日 (73 %)，父が 250 日中 239 日 (96 %) である。なお，妻の内職日数は，就労日数 93 日中 24 日 (26 %) である。

第13表 兼業労働時間

	経 営 主	妻	父	計
昭和58年 4 月	*165	—	*54	219
5	*126	—	9	135
6	*201	—	*264	465
7	*184	—	*310	494
8	225	—	*189	414
9	257	95	*300	652
10	20	—	*41	60
11	*168	49	*181	397
12	*208	55	*173	437
59年 1 月	*219	84	*212	516
2	*290	118	*290	698
3	*310	83	*273	666
計	2,373	484	2,296	5,153

注(1) 在宅通勤の場合は、自宅を出てから帰るまでの時間である。宿泊を伴う出稼ぎの場合は聞き取りにより1日の兼業労働時間を10時間とした。内職はもちろん作業開始から終了までの時間である。兼業労働時間は、上記3者の合計である。

(2) * 印は宿泊を伴う兼業就労があることを示す。



第3図 F農家の農業労働時間と兼業労働時間

注. 兼業労働時間については、第13表を参照されたい。

第14表 F 農家の労働時間（農業・兼業別，統柄別）

（単位：時間，（ ）内は口数）

			経 営 主	妻	父	その他家族	計
場合 兼業を兼業労働時間とした	実 数	農業労働時間	779	1,219	455	33	2,486
		兼業 $\nearrow$	2,371	485	2,296	-	5,152
		計	3,150	1,704	2,751	33	7,638
	農業・兼業 別割合(%)	農業労働時間	25	72	17	100	33
		兼業 $\nearrow$	75	28	83	-	67
		計	100	100	100	100	100
	統 柄 別 割 合(%)	農業労働時間	31	49	18	1	100
		兼業 $\nearrow$	46	9	45	-	100
		計	41	22	36	0	100
（参考） 兼業時間を兼業拘束 場合とした	実 数	農業労働時間	779(150)	1,219(356)	455 (76)	33 (25)	2,486 (607)
		兼業拘束 $\nearrow$	5,059(245)	485 (93)	7,768(250)	-	11,312 (588)
		計	5,838(356)	1,704(357)	6,223(322)	33 (25)	13,798(1,060)
	農業・兼業 別割合(%)	農業労働時間	13 (42)	72(100)	7 (24)	100(100)	18 (57)
		兼業拘束 $\nearrow$	87 (69)	28 (26)	93 (78)	-	82 (55)
		計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100 (100)
	統 柄 別 割 合(%)	農業労働時間	31 (25)	49 (59)	18 (13)	1 (4)	100 (100)
		兼業拘束 $\nearrow$	45 (41)	4 (16)	51 (43)	-	100 (100)
		計	42 (34)	12 (34)	45 (30)	0 (2)	100 (100)

注．兼業拘束時間および兼業労働時間については，第12表および第13表の注を参照されたい。

族成員別にみると、経営主が25%および75%、妻が72%および28%、父が17%および83%となっている。労働時間ばかりではなく、従事日数についても、経営主と父は兼業就労の比率が高く、妻の場合は農業就労の比率が高い。とくに労働従事日数（1日のうち農業と兼業の両者または、そのいずれかに従事した場合を1日とする）は、経営主356日、妻357日、父322日と極めて多く注目される。1年366日（59年が閏年）のうち労働に従事しなかった日は、経営主が10日、妻が9日、父が44日にすぎない。それは、兼業従事日数が多いことにもよるが、繁殖和牛を飼養しているからでもある。

（3）生活時間

1) 在宅生活時間

昭和44年度以降実施してきたこの生活時間調査のねらいは、すでに述べたように労働時間と外出生活時間における家族成員の分担関係を把握することであり、在宅生活時間の調査をおこなわなかった。しかし、毎日の節目として若干の時刻調査をおこなった。起きている間の在宅生活時間の総量は、総生活時間から労働時間と外出生活時間および睡眠時間を差し引いた数値として示される。第15表はその1日の平均値である。1日平均労働時間は、経営主が8時間36分で最も多く、次いで父が7時間30分、妻が4時間39分となっている。外出生活時間は、妻が2時間16分で最も多く、次いで経営主が1時間09分、父が40分となっている。妻の外出生活時間が多いのは、経営主と父が長期間出稼ぎに出

第15表 F農家の年間1日平均生活時間（続柄別）

	実数（時間、分）			割合（%）		
	経営主	妻	父	経営主	妻	父
労働時間	8.36	4.39	7.30	36	19	31
生活時間	6.50	11.52	6.14	28	49	26
うち {在宅	5.41	9.36	5.34	24	40	23
{外出	1.09	2.16	0.40	5	9	3
睡眠時間	8.34	7.29	10.16	36	31	43
計	24.00	24.00	24.00	100	100	100

注(1) 労働時間のうち兼業労働の出稼ぎには、生活時間や睡眠時間を含む場合があるので、第13表の兼業労働時間にもとづいて算出した（1日の労働時間を10時間とした）。なお兼業拘束時間を含む1日平均の労働時間は、経営主が15時間57分、父が17時間00分である。

(2) 睡眠時間は、在宅時の睡眠時間である。睡眠時間算出の基礎となった件数は、経営主183件、妻365件、父124件である。

ているなかで、家事、育児担当者として、さらに健康管理や交際に気を配らなければならないからである。睡眠時間は、父が10時間16分で最も多く、次いで経営主が8時間34分、妻が7時間29分となっている。その結果在宅生活時間は、妻が9時間36分で最も多く、次いで経営主が5時間41分、父が5時間34分となっている。経営主と父の在宅生活時間が少ないのは、出稼ぎが多いからである。

ここで時刻調査に触れておこう（第16表）。

起床時刻……経営主の起床時刻は、年平均5時54分で、妻より33分遅く、父より30分早い。月平均で3人の遅速をみると、妻が最も早いことに変わりはないが、11月と1月には経営主のほうが父より遅い起床である。起床時刻が何時台であるかを月平均でみると、経営主は5～7、9、10月の5カ月が5時台、4、8、11、12月の4カ月が6時台、1月が

第16表 F農家の起・就床時刻、睡眠

		昭和58年4月	5月	6月	7月	8月
起床時刻	経営主	6.08	5.23	5.31	5.29	6.06
	妻	5.20	4.44	4.28	4.41	4.53
	父	6.38	6.04	6.30	—	6.34
就床時刻	経営主	21.34	21.27	22.19	21.56	21.33
	妻	22.05	22.01	21.45	21.54	22.09
	父	20.46	20.22	20.30	—	20.56
睡眠時間	経営主	8.36	7.53	7.14	7.38	8.32
	妻	7.16	6.42	6.44	6.47	6.44
	父	9.49	9.42	10.20	—	9.38
朝食開始時刻	経営主	7.23	7.35	7.26	7.06	6.57
	妻	7.15	7.30	7.14	7.14	7.30
	父	7.15	7.19	7.10	—	7.15
昼食開始時刻	経営主	12.19	12.24	12.07	12.03	12.35
	妻	12.11	12.16	12.26	12.17	12.34
	父	12.07	12.13	12.00	—	12.13
夕食開始時刻	経営主	18.52	19.23	20.01	19.13	19.23
	妻	18.42	19.21	19.28	19.26	19.29
	父	19.17	19.15	19.25	—	19.16

注(1) 経営主と父は出稼ぎのため、不在が多く、例えば睡眠時間の年平均の基礎となっ

(2) 長男、二男、三男、母、祖母については省略した。

7時台である。妻は、5～8月の4カ月が4時台、4, 9～12, 2, 3月の7カ月が5時台、1月が6時台である。父は、1月が7時台である以外は、すべて6時台である。これらのことは、およそ5月から10月までの農耕期に早く起床し、農閑期に遅いことを示している。

就床時刻……経営主の年平均就床時刻は、21時20分で妻より32分早く父より1時間12分遅い。月平均でみると、父が最も早い就床であることに変わりはないが、6月と12月には経営主が最も遅い就床である。就床時刻が何時台であるかを月平均でみると、経営主は、9～11月の3カ月が20時台、4, 5, 7, 8, 1月の5カ月が21時台、6, 12月の2カ月が22時台の就床である。妻は、6, 7, 9～11, 1, 3月の7カ月が21時台、そのほかの5カ月が22時台の就床である。父は、11月が18時台、10, 1月の2カ月が19時台、4

時間、食事（朝・昼・夕）開始時刻

(単位: 時, 分)

9 月	10 月	11 月	12 月	59年1月	2 月	3 月	年 平 均
5.41	5.48	6.23	6.42	7.22	—	—	5.54
5.06	5.32	5.52	5.52	6.08	5.56	5.48	5.21
—	6.04	6.20	6.56	7.12	—	6.47	6.24
20.47	20.50	20.32	22.10	21.33	—	—	21.20
21.32	21.45	21.20	22.09	21.57	22.01	21.52	21.52
—	19.24	18.58	21.30	19.37	—	20.30	20.08
8.53	8.59	9.54	8.35	10.00	—	—	8.34
7.34	7.47	8.33	7.42	8.08	7.54	7.56	7.29
—	10.42	11.21	9.53	11.37	—	10.17	10.16
6.58	7.34	7.40	7.27	8.10	—	—	7.21
7.19	7.37	7.36	7.38	7.41	7.27	7.30	7.28
—	7.33	7.32	7.34	7.46	—	7.27	7.26
12.00	12.43	12.09	11.55	12.26	—	—	12.25
12.21	12.19	12.09	12.13	12.24	12.10	12.26	12.19
—	12.15	12.08	12.09	12.06	—	12.00	12.11
18.03	18.31	17.53	18.08	18.32	—	—	18.50
18.47	18.26	17.47	17.50	18.01	18.21	18.28	18.40
—	18.20	17.56	17.49	18.06	—	18.30	18.42

た件数は、経営主183件、妻365件、父126件である。

～6, 8, 3月の5カ月が20時台, 12月が21時台の就床で振幅が大きい。以上の起就床時刻から, F 農家の家族成員は, 早寝早起の農村型といえよう。

睡眠時間……年平均の睡眠時間は, 経営主が8時間34分で, 妻より1時間5分多く, 父は10時間を超え経営主より1時間42分多い。月平均でみると, 経営主は最低が6月の7時間14分, 最高が1月の10時間でその差2時間46分, 妻は最低が5月の6時間42分, 最高が11月の8時間33分でその差1時間51分, 父は最低が8月の9時間38分, 最高が1月の11時間37分でその差1時間59分となり, 経営主の睡眠時間の振幅が大きい。

食事開始時刻……年平均の朝食開始時刻は, 経営主, 妻, 父の3人とも7時20分台になっており共食が基本となっている。しかし, 経営主の8月と9月は, 6時57分および6時58分なのに, 妻の場合は, 7時30分および7時19分となっている。これは, 経営主が宮城県鳴子町へ通いで兼業に従事しているためである。子供たちや父母, 祖母の朝食開始が7時10分前後にあり, 妻はその後に朝食をとる。この8月と9月を除けば, 子供たちが朝食を開始した10～20分後に大人たちが朝食をとっており, 5月と10月の農繁期と冬期に朝食開始が遅い。

昼食開始時刻については, 年平均でおよそ三男, 父母, 祖母の12時10分前後, 経営主と妻の20分前後, 二男と三男の30分前後とに分けられる。二男と三男の昼食開始が遅いのは, 日曜日は共食なのだが, 給食のない土曜日には下校後の昼食となるからである。月平均で経営主が妻より5分以上遅い昼食をとる月は, 4, 5, 10月の3カ月, 妻が遅い月は, 6, 7, 9, 12月の4カ月である。これは, いずれか一方が農作業やほかの用件で昼食開始が遅くなったためである。

夕食開始時刻については, 年平均でおよそ18時40分から50分になっており, 夏期に遅く, 冬期に早い傾向があるものの, 月平均において各人の時刻は必ずしも接近しているとはいえない。

2) 外出生活時間

外出生活行動を便宜上第17表に示したように分類した。すなわち, (A)諸会合, (B)交際, (C)学校, 学習, (D)レクリエーション, (E)買物, (F)送迎, (G)健康管理その他である。F 農家の外出生活時間を概観しておこう。総外出生活時間は8,802時間で, 経営主が423時間, 妻が831時間, 父が248時間, その他家族(長男, 二男, 三男, 母, 祖母の5人)が7,301時間である。経営主と妻と父の3者のなかで妻が最も多く, 次いで経営主, 父の順である。総外出生活時間を目的別にみると, (C)学校, 学習が5,138時間で最も多く, 次いで(G)健康管理その他が1,760時間, (C)レクリエーションが959時間, (B)交際403時間, (A)諸会合292時間, (E)買物167時間, (F)送迎83時間の順となっている。(C)学校, 学習について

第17表 F農家の外出生活時間（総括）

（単位：時間，（ ）内は日数）

		経営主	妻	父	その他家族	計
実 数	A 諸 会 合	147 (28)	108 (80)	8 (3)	29 (19)	292 (130)
	B 交 際	78 (26)	138(145)	55 (17)	133 (57)	403 (245)
	C 学 校, 学 習	1 (1)	92 (60)	6 (1)	5,041 (779)	5,138 (841)
	D レクリエーション	173 (26)	154 (35)	69 (10)	563 (112)	959 (183)
	E 買 物	8 (9)	128(159)	4 (2)	28 (30)	167 (200)
	F 送 迎	11 (9)	65(212)	—	7 (24)	83 (245)
	G 健康管理, その他 計	6 (5)	146 (89)	107 (22)	1,501 (145)	1,760 (261)
		423(104)	831(780)	248 (55)	7,301(1,166)	8,802(2,105)
目 的 別 割 合 (%)	A 諸 会 合	35 (27)	13 (10)	3 (5)	0 (2)	3 (6)
	B 交 際	19 (25)	17 (19)	22 (31)	2 (5)	5 (12)
	C 学 校, 学 習	0 (0)	11 (8)	2 (2)	69 (67)	58 (40)
	D レクリエーション	41 (25)	19 (4)	28 (18)	8 (10)	11 (9)
	E 買 物	2 (9)	15 (20)	2 (4)	0 (3)	2 (10)
	F 送 迎	3 (9)	8 (27)	—	0 (2)	1 (12)
	G 健康管理, その他 計	1 (5)	18 (11)	43 (40)	21 (12)	20 (12)
		100(100)	100(100)	100(100)	100 (100)	100 (100)
統 柄 別 割 合 (%)	A 諸 会 合	50 (22)	37 (62)	3 (2)	10 (15)	100 (100)
	B 交 際	19 (11)	34 (59)	14 (7)	33 (23)	100 (100)
	C 学 校, 学 習	0 (0)	2 (7)	0 (0)	98 (93)	100 (100)
	D レクリエーション	18 (14)	16 (19)	7 (5)	59 (61)	100 (100)
	E 買 物	5 (5)	76 (80)	2 (1)	17 (15)	100 (100)
	F 送 迎	14 (4)	78 (87)	—	8 (10)	100 (100)
	G 健康管理, その他 計	0 (2)	8 (34)	6 (8)	85 (56)	100 (100)
		5 (5)	9 (37)	3 (3)	83 (55)	100 (100)

は、長男と二男が小学生、三男が保育所児童ということでとくに多い。また、健康管理その他については、母の入院・通院や子供たちの健康管理のためにかなり多くの時間を費やしている。母や子供たち自身はもちろん、そのために妻や父が大きな負担を背負っている。1. で触れておいたように、外出生活行動のなかで2つ以上の目的をもって外出した回数は、経営主6回、妻94回、父1回、母8回、長男16回、二男3回、三男3回、祖母なしで、妻が圧倒的に多い。その際の目的別回数は、外出回数2倍以上となる。

以下、やや詳しくF農家の外出生活行動をみていこう。

(A) 諸会合

ここには、社会的つきあいの大部分が含まれる。この諸会合をさらに (イ) 自治、(ロ) 農業経営、(ハ) 生活改善に分けた (第18, 19, 20, 21表)。

(イ) 自治

第18表 F農家の(A)諸会合——(1)実数——

(単位: 時間, () 内は日数)

	経 営 主	妻	父	その他家族	計
(イ) 自 治 (計)	131(22)	68(38)	8(3)	20(14)	227(77)
部落集会, 連絡	9 (2)	5 (2)	-	-	14 (4)
消 防	62 (9)	10 (3)	-	-	72(12)
小 学 校	10 (1)	15 (6)	-	-	25 (7)
敬 老 会	-	-	-	5 (1)	5 (1)
子 供 会	-	12 (5)	-	6 (2)	18 (7)
部 落 林	43 (6)	3 (3)	-	-	46 (9)
水 道 組 合	-	6 (2)	-	-	6 (2)
農業期健康診断報告会	-	2 (1)	-	-	2 (1)
掃 除 ほ か	3 (2)	9 (7)	8(2)	8(10)	28(21)
除 雪	-	3 (3)	-	-	3 (3)
非行防止パトロール	-	2 (2)	-	-	2 (2)
選 挙	4 (2)	2 (4)	0(1)	1 (1)	7 (8)
(ロ) 農業経営 (計)	17 (6)	29(37)	-	6 (4)	52 (47)
生 産 組 合	9 (4)	2 (1)	-	-	11 (5)
坪 刈	-	2 (1)	-	-	2 (1)
和 牛 組 合	7 (1)	2 (1)	-	-	9 (2)
減 反 集 会	-	2 (1)	-	-	2 (1)
農 協	1 (1)	11(27)	-	-	12 (28)
農協部落座談会	-	4 (1)	-	-	4 (1)
シ 共 済 シ	-	2 (1)	-	-	2 (1)
農 協 祭	-	2 (1)	-	5 (3)	6 (4)
年 金 友 の 会	-	2 (1)	-	2 (1)	3 (2)
そ の 他	-	3 (2)	-	-	3 (2)
(ハ) 生活改善 (計)	-	11 (5)	-	3 (1)	14 (6)
若 妻 会	-	7 (4)	-	3 (1)	9 (5)
農 協 婦 人 部	-	5 (1)	-	-	5 (1)
(A) 諸 会 合 (合計)	147(28)	108(80)	8(3)	29(19)	292(130)

第19表 F農家の(A)諸会合——(2)目的別割合(A=100)——

(単位: %)

	経営主	妻	父	その他家族	計
(イ) 自治(計)	89 (79)	62 (48)	100(100)	71 (74)	78 (59)
部落集会, 連絡	6 (7)	5 (3)	-	-	5 (3)
消 防	42 (32)	9 (4)	-	-	24 (9)
小 学 校	7 (4)	14 (8)	-	-	9 (5)
敬 老 会	-	-	-	18 (5)	2 (1)
子 供 会	-	11 (6)	-	21 (11)	6 (5)
部 落 林	29 (21)	3 (4)	-	-	16 (7)
水 道 組 合	-	5 (3)	-	-	2 (2)
農繁期健康診断報告会	-	2 (1)	-	-	1 (1)
掃 除 ほ か	2 (7)	9 (9)	96 (67)	28 (53)	10 (16)
除 雪	-	3 (4)	-	-	1 (2)
非行防止パトロール	-	1 (1)	-	-	1 (2)
選 挙	2 (7)	2 (5)	4 (33)	3 (5)	2 (6)
(ロ) 農業経営(計)	11 (21)	27 (46)	-	21 (21)	18 (36)
生 産 組 合	6 (14)	2 (1)	-	-	4 (4)
坪 刈	-	1 (1)	-	-	1 (1)
和 牛 組 合	5 (4)	2 (1)	-	-	3 (2)
減 反 集 会	-	2 (1)	-	-	1 (1)
農 協	0 (4)	10 (34)	-	-	4 (22)
農協部落座談会	-	3 (1)	-	-	1 (1)
〆 共 済 〆	-	2 (1)	-	-	1 (1)
農 協 祭	-	1 (1)	-	16 (16)	2 (3)
年 金 友 の 会	-	1 (1)	-	5 (5)	1 (2)
そ の 他	-	2 (3)	-	-	1 (2)
(ハ) 生活改善(計)	-	10 (6)	-	9 (5)	5 (5)
若 妻 会	-	6 (5)	-	9 (5)	3 (4)
農協婦人部	-	4 (1)	-	-	2 (1)
(A) 諸 会 合 (合計)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)

主として部落自治にかかわるつきあいである。経営主が147時間で最も多く、次いで妻が108時間、父が8時間である。内容をみると、経営主は消防が62時間で最も多く、次いで部落林43時間、小学校10時間、部落集会・連絡が9時間などである。妻は小学校15時間、子供会12時間、消防10時間、掃除ほか9時間などである。父は掃除ほかだけであ

第20表 F農家の(A)諸会合——(3)目的別割合(イ,ロ,ハ=各100)——

(単位: %)

	経営主	妻	父	その他家族	計
(イ) 自治(計)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
部落集会, 連絡	7 (9)	7 (5)	-	-	6 (5)
消 防	47 (41)	14 (8)	-	-	32 (16)
小 学 校	8 (5)	22 (16)	-	-	11 (9)
敬 老 会	-	-	-	26 (7)	2 (1)
子 供 会	-	17 (13)	-	30 (14)	8 (9)
部 落 林	33 (27)	4 (8)	-	-	20 (12)
水 道 組 合	-	8 (5)	-	-	3 (3)
農繁期健康診断報告会	-	3 (3)	-	-	1 (1)
掃 除 ほ か	2 (9)	14 (18)	96 (67)	40 (71)	12 (27)
除 雪	-	4 (8)	-	-	1 (4)
非行防止パトロール	-	2 (5)	-	-	1 (3)
選 挙	3 (9)	3 (11)	4 (33)	5 (7)	3 (10)
(ロ) 農業経営(計)	100(100)	100(100)	-	100(100)	100(100)
生 産 組 合	53 (67)	6 (3)	-	-	20 (11)
坪 刈	-	5 (3)	-	-	3 (2)
和 牛 組 合	44 (17)	6 (3)	-	-	18 (4)
減 反 集 会	-	6 (3)	-	-	4 (2)
農 協	3 (17)	38 (73)	-	-	23 (60)
農協部落座談会	-	13 (3)	-	-	7 (2)
シ 共 済 シ	-	7 (3)	-	-	4 (2)
農 協 祭	-	5 (3)	-	75 (75)	12 (9)
年 金 友 の 会	-	5 (3)	-	25 (25)	6 (4)
そ の 他	-	9 (5)	-	-	5 (4)
(ハ) 生活改善(計)	-	100(100)	-	100(100)	100(100)
若 妻 会	-	60 (80)	-	100(100)	67 (83)
農協婦人部	-	40 (20)	-	-	33 (17)

る。消防活動は、隣接する立小路部落との共同活動であるが、経営主は、出初式、演習・訓練、火事出動、それらの慰労会・反省会、格納庫移動、かまど検査などに、妻は慰労会準備、連絡、集金などに出ている。下小路部落と立小路部落との共同活動には、冬期における立小路駅(無人駅)の除雪作業がある。妻が2回出役している。なお、その他の除雪作業には、妻の自部落の公民館の除雪作業がある。下小路部落は、共有林3haを所有し

第21表 F農家の(A)諸会合——統柄別割合——

(単位: %)

	経営主	妻	父	その他家族	計
(i) 自治(計)	58 (29)	30 (49)	4 (4)	9 (18)	100(100)
部落集会, 連絡	65 (50)	35 (50)	-	-	100(100)
消防	86 (75)	14 (25)	-	-	100(100)
小学校	40 (14)	60 (86)	-	-	100(100)
敬老会	-	-	-	100(100)	100(100)
子供会	-	66 (71)	-	34 (29)	100(100)
部落林	94 (67)	6 (33)	-	-	100(100)
水道組合	-	100(100)	-	-	100(100)
農繁期健康診断報告会	-	100(100)	-	-	100(100)
掃除ほか	11 (10)	33 (33)	28 (10)	28 (48)	100(100)
除雪	-	100(100)	-	-	100(100)
非行防止パトロール	-	100(100)	-	-	100(100)
選挙	52 (25)	27 (50)	5 (13)	15 (13)	100(100)
(ii) 農業経営(計)	32 (13)	57 (79)	-	12 (9)	100(100)
生産組合	83 (80)	17 (20)	-	-	100(100)
坪刈	-	100(100)	-	-	100(100)
和牛組合	80 (50)	20 (50)	-	-	100(100)
減反集会	-	100(100)	-	-	100(100)
農協	4 (4)	96 (96)	-	-	100(100)
農協部落座談会	-	100(100)	-	-	100(100)
〃 共済 〃	-	100(100)	-	-	100(100)
農協祭	-	25 (25)	-	75 (75)	100(100)
年金友の会	-	50 (50)	-	50 (50)	100(100)
その他	-	100(100)	-	-	100(100)
(iii) 生活改善(計)	-	82 (83)	-	18 (17)	100(100)
若妻会	-	73 (80)	-	27 (20)	100(100)
農協婦人部	-	100(100)	-	-	100(100)
(A) 諸会合(合計)	50 (22)	37 (62)	3 (2)	10 (15)	100(100)

ているが、その部落林に対する活動は、経営主が、集会、下刈り、その慰労会、除伐（幼齢林の手入れの1つ）など、妻が集会、配当金配分、連絡などである。小学校は、経営主が校舎竣工式に、妻が役員会、校舎移転作業、校舎竣工式準備のため出かけたものである。掃除ほかの内容は、経営主が小国川掃除、部落の広場の柵直し、妻が水路掃除、公民館掃

除、国道空缶拾い、父が水路掃除、広場の柵直し、長男と二男が寺・広場・小国川の掃除にそれぞれ参加しているものである。なお、妻が非行防止パトロールに2回参加している。昭和58年度中の選挙には、衆参両院、県会、町会それぞれの議員選挙がおこなわれた。

(ロ) 農業経営

農業経営は、専ら経営主と妻が担当し、それぞれ17時間および29時間で妻のほうが多い。その他家族の行動は、子供たちが母親と同道したものである。経営主は、生産組合の集会、和牛組合の牛の爪切りと農協への所用だけであるが、妻は、生産組合の集会・坪刈り、和牛組合集会、減反集会、農協への所用・部落座談会・共済座談会、農協祭、年金友の会などと行動目的が多い。ただし、生産組合の集会には、経営主が4回、妻が1回の出席である。

(ハ) 生活改善

生活改善は、すべて妻の行動（ただし、三男の同道がある）で、若妻会と農協婦人部の集会である。

(B) 交際

ここでは、冠婚葬祭や親族、友人とのつきあいが中心である。F農家は、片親と2夫婦4世代の8人家族のため、核家族世帯や少数家族の世帯より、交際時間が多くなって当然であろう。しかし、F農家の家族成員のなかには、病弱な母と祖母や小学生以下の児童3人を含み、経営主と父が長期出稼ぎをしているということから、その限りでは自宅を中心とする交際時間は、それほど多いものとはなっていない。

ところで、交際に要した時間は、経営主78時間(26日)、妻138時間(145日)、父55時間(17日)、その他家族133時間(57日)で、妻が最も多く、関係日数がとくに多い(第22, 23, 24表)。目的別にみると、親戚、友人訪問が142時間で最も多く、次いで葬式、法事が96時間、盆礼、彼岸礼が65時間、寺、墓参りが28時間、手伝い(出)22時間、婚礼21時間などの順となっている。

以下、やや詳しくみていこう。婚礼では、経営主が部落内の友人の、父が彼の妹の娘の婚礼にそれぞれ出席している。出産祝ほかの内容は、出産祝、七夜の祝、屋根葺き替え祝であるが、すべて妻が出かけている。出産祝と七夜の祝は、妻の義父の妹に対するものであり、屋根葺き替え祝は、妻の実家の分家に対する祝である(妻の実家とその分家は、ともに同じ下小路部落)。

葬式、法事のために費やした時間は、総数96時間、うち経営主3時間、妻35時間、父15時間、その他家族44時間となっている。F農家において祖母の葬式と祖父の37回忌の法事がおこなわれた。前者が16時間、後者が2時間である。祖母の葬式や祖父の法事

第22表 F農家の(B)交際ほか——実数——

(単位: 時間, ()内は日数)

	経営主	妻	父	その他家族	計
B 交 際 (計)	78(26)	138(145)	55(17)	133 (57)	403 (245)
婚 礼	10 (1)	-	11 (1)	-	21 (2)
出産祝ほか	-	8 (4)	-	1 (2)	9 (6)
葬式, 法事	3 (1)	35 (17)	15 (5)	44 (7)	96 (30)
盆礼, 彼岸礼	-	7 (10)	17 (4)	41 (11)	65 (25)
病 気 見 舞	3 (1)	2 (3)	-	-	5 (4)
無 尽	-	-	3 (1)	-	3 (1)
寺, 墓参り	6 (4)	6 (8)	7 (5)	10 (6)	28 (23)
観音参りほか	3 (1)	9 (6)	2 (1)	-	14 (8)
親戚友人訪問	40(12)	64 (94)	-	37 (31)	142 (137)
手伝い(出)	15 (6)	7 (3)	-	-	22 (9)
C 学校, 学習 (計)	1 (1)	92 (60)	6 (1)	5,041 (779)	5,138 (841)
学 校	-	46 (48)	-	4,925 (722)	4,971 (770)
学 習	1 (1)	46 (12)	6 (1)	116 (57)	167 (71)
D レクリエーション (計)	173(26)	154 (35)	69(10)	563 (112)	959 (183)
趣 味	28 (6)	16 (4)	69(10)	4 (1)	117 (21)
ス ポー ツ	108(15)	114 (25)	-	288 (48)	509 (88)
旅行, 外食	-	18 (3)	-	85 (13)	103 (16)
祭 ほ か	12 (3)	6 (3)	-	38 (6)	57 (12)
そ の 他	25 (2)	-	-	149 (44)	173 (46)
E 買 物 (計)	8 (9)	128(159)	4 (2)	28 (30)	167 (200)
F 送 迎 (計)	11 (9)	65(212)	-	7 (24)	83 (245)
G 健康管理その他(計)	6 (5)	146 (89)	107(22)	1,501 (145)	1,760 (261)
(B)~(G) 合計	276(76)	723(700)	239(52)	7,272(1,147)	8,510(1,975)

に呼んだ人たちは, F農家の本家(部落内), 祖父母の兄弟, 父の兄弟, 母の実家, 経営主の兄弟, 妻の実家などである。他家の葬式や法事については, 妻が葬式では親戚2件(妻の実家の分家, F農家の本家の当主の娘の婚家), 親戚以外9件(下小路部落2件, 立小路部落6件, 富沢部落1件), 法事では親戚1件(義父の妹の婚家)がある。次に, 父が不幸手伝い1件, 法事2件(ともに部落内), 母が法事2件(彼女の母の7回忌と父の1回忌)ある。

第23表 F農家の(B)交際ほか——目的別割合——

(単位: %)

	経 営 主	妻	父	その他家族	計
B 交 際 (計)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
婚 礼	12 (4)	-	20 (6)	-	5 (1)
出産祝ほか	-	6 (3)	-	1 (4)	2 (2)
葬式, 法事	3 (4)	26 (12)	27 (29)	33 (12)	24 (12)
盆礼, 彼岸礼	-	5 (7)	31 (24)	31 (19)	16 (10)
病 気 見 舞	3 (4)	1 (2)	-	-	1 (2)
無 尽	-	-	6 (6)	-	1 (0)
寺, 墓参り	7 (15)	4 (6)	13 (29)	7 (11)	7 (9)
観音参りほか	4 (4)	7 (4)	3 (6)	-	3 (3)
親戚友人訪問	51 (46)	46 (65)	-	28 (54)	35 (56)
手伝い(出)	19 (23)	5 (2)	-	-	5 (4)
C 学校, 学習 (計)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
学 校	-	50 (80)	-	98 (93)	97 (92)
学 習	100(100)	50 (20)	100(100)	2 (7)	3 (8)
D レクリエーション (計)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
趣 味	16 (23)	10 (11)	100(100)	1 (1)	12 (11)
ス ポ ー ツ	62 (58)	74 (71)	-	51 (43)	53 (48)
旅行, 外食	-	12 (9)	-	15 (12)	11 (9)
祭 ほ か	7 (12)	4 (9)	-	7 (5)	6 (7)
そ の 他	14 (8)	100(100)	-	26 (39)	18 (25)
E 買 物 (計)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
F 送 迎 (計)	100(100)	100(100)	-	100(100)	100(100)
G 健康管理その他(計)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
(B)~(G) 合計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)

盆礼, 彼岸礼については, 経営主にはない。妻が盆礼では, F 農家の本家・分家, 母の実家, 妻の実家, 部落内農家1戸を訪れ, 彼岸礼では, F 農家の本家, 義父の妹の婚家(3戸), 経営主の弟の婚家, 妻の実家, 部落内農家2戸を訪れている。母は, 盆礼, 彼岸礼ともに彼女の実家を訪れたものである。

病気見舞では, 経営主が大工仲間の同僚を, 妻が F 農家の昔の親戚, 彼女の祖母, 部落内農家1戸を見舞っている。

第 24 表 F 農家の (B) 交際ほか——統柄別割合——

(単位：%)

	経営主	妻	父	その他家族	計
B 交 際 (計)	19(11)	34(59)	14 (7)	33(23)	100(100)
婚 礼	46(50)	—	54 (50)	—	100(100)
出産祝ほか	—	85(67)	—	15(33)	100(100)
葬式、法事	3 (3)	37(57)	15 (17)	45(23)	100(100)
盆礼、彼岸礼	—	11(40)	26 (16)	62(44)	100(100)
病 気 見 舞	56(25)	44(75)	—	—	100(100)
無 尽	—	—	100(100)	—	100(100)
寺、墓参り	20(17)	20(35)	25 (22)	35(26)	100(100)
観音参りほか	23(13)	66(75)	11 (13)	—	100(100)
親戚友人訪問	29 (9)	45(69)	—	26(23)	100(100)
手伝い(出)	68(67)	32(33)	—	—	100(100)
C 学校、学習(計)	0 (0)	2 (7)	0 (0)	98(93)	100(100)
学 校	—	1 (6)	—	99(94)	100(100)
学 習	0 (1)	27(17)	3 (1)	69(80)	100(100)
D レクリエーション(計)	18(14)	16(19)	7 (5)	59(61)	100(100)
趣 味	24(29)	14(19)	59 (48)	3 (5)	100(100)
ス ポー ツ	21(17)	22(28)	—	57(55)	100(100)
旅行、外食	—	18(19)	—	82(81)	100(100)
祭 ほ か	22(25)	11(25)	—	67(50)	100(100)
そ の 他	14 (4)	—	—	86(96)	100(100)
E 買 物 (計)	5 (5)	76(80)	2 (1)	17(15)	100(100)
F 送 迎 (計)	14 (4)	78(87)	—	8(10)	100(100)
G 健康管理その他(計)	0 (2)	8(34)	6 (8)	85(56)	100(100)
(B)～(G) 合計	3 (4)	8(35)	3 (3)	85(58)	100(100)

無尽は、11 人(下小路部落 9 人、立小路部落 1 人、富沢部落 1 人)で組織され、今年の落札人宅を父が訪れたものである。落札人が会員を供応する。

寺・墓参りには、三男を除く家族全員が出かけている。祖母の葬式や祖父の法事があったので例年より時間や回数が多くなっている。寺・墓参りには、墓掃除や雪掘りを含む。

F 農家の菩提寺は、下小路部落の松林寺(曹洞宗)である。

観音参りほかは、妻が富沢部落の東善院(天台宗)の観音参りに出かけたものと、経営

主、妻、父が2度にわたり母の病気の快癒を願って占いにしかけたものである。東善院の観音は、最上33観音（山形県の内陸部）の第31番富沢観音である。下小路部落から毎月17日に各戸から1人富沢観音をお参りすることにしている。しかし、実際に観音参りにしかけたのは、妻の4回だけである。

親戚、友人訪問は、経営主40時間（12日）、妻64時間（94日）、その他家族37時間（31日）となっており、父にはない。経営主は、時間では友人訪問が最も多く、次いで親戚訪問、仲人訪問であり、日数では友人訪問よりも親戚訪問のほうが多い。親戚訪問は専ら妻の実家訪問である。妻は、親戚訪問と友人訪問であるが、時間、日数ともに親戚訪問のほうが友人訪問よりかなり多い。ただ妻が訪問した親戚は、妻の実家が主であるが、ほかに、F農家の本家、本家の分家、祖母の姪の婚家、F農家の分家、義父の妹の婚家などである。とくに妻の実家とは、しばしば食料品のやりとりがあり、妻の実家にはたびたび保育所児童の三男の子守りを頼んでいるからである。

最後に手伝い（出）について述べておこう。ここには、招待（受）を含めた。経営主が手伝い（出）7時間、招待（受）8時間で、妻が手伝い（出）7時間で招待（受）はない。経営主の手伝い（出）は、父の弟の畑の堆肥運搬・耕耘、米の粃摺で、招待（受）は、妻の実家、大工の親方、塗装作業を紹介してくれた友人である。妻の手伝い（出）は、義父の弟と祖母の姪の婚家の精米と妻の実家の牧草運搬である。

(c) 学校、学習

ここには、妻のPTA活動と子供たちの小学校・保育所への通学と学習が含まれる。経営主が小学校の評議員となっているが、PTA活動は専ら妻の仕事となっている。学校、学習活動に費やした時間は5,138時間である。そのうち学校が4,971時間、学習が167時間である。妻は小学校関係では、入学式、授業参観、通信簿配布、給食費集金、文化祭食券売りなどで、保育所関係では、入所式（そのほか入所関係で説明会、面接、健康診断）、送迎相談・タクシー代集金、遊戯会などに出かけている。小学生の長男、二男と保育所児童の三男の学校に要した時間は、それぞれ1,716時間、1,723時間、1,487時間である。

学習活動は、主として妻と長男がおこなっている。経営主と父の学習活動は、それぞれ1回の1時間および6時間である。それは、最上町向町でおこなわれる和牛仔牛市場の見学である。妻の学習時間は、46時間（12日）である。その内容は、稲作関係では田見学、分施受講、和牛関係では市場見学（4回）、和牛繁殖カレンダー写し、和牛講習会、その他では消火器講習会、料理講習会、保育所の講演会受講、健康診断研究発表会参加などである。なお、和牛の市場見学には、和牛組合婦人部による鶴岡市への視察が含まれている。長男の学習は、ソロバンと習字である。ソロバンが39時間（17日）、習字が58時間（33日）

である。ソロバンは、富沢地区生活改善センターで、習字は東善院でそれぞれおこなわれる。

(D) レクリエーション

レクリエーションに費やした時間は、総数 959 時間、うち経営主が 173 時間、妻が 154 時間、父が 69 時間、その他家族が 563 時間である。その他家族の内訳は、長男 175 時間、二男 171 時間、三男 202 時間、母 15 時間、祖母 0 時間である。三男が最も多く、次いで長男、経営主、二男、妻、父、母、祖母の順となっている。とくに母と祖母は極めて少ない。全体としてスポーツが最も多く、次いで趣味、旅行の順となっている。

趣味では、経営主が山菜採り、マージャン、パチンコなどをおこない、山菜採りには 4 回出かけている。妻も山菜採りに 4 回出かけている。父は山菜採りとパチンコでそれぞれ 5 回出かけている。山菜採りは近くの山々ですが、パチンコは新庄市へ出かけることが多い。

スポーツは多彩である。ただしスポーツは、見るスポーツとおこなうスポーツに分けられるが、おこなうスポーツは必ずしも多いとはいえない。また、町、部落、小学校、保育所の運動会などをここに含めたが、父兄がこぞって参加し、部落対抗意識が強い。母が身体障害者体育大会を觀に、また祖母が小国川を見に行ったことを除けば、すべて経営主夫婦とその子供たちのスポーツである。部落運動会、町民運動会、保育所運動会、小中合同親子ソフトボール大会、小中親子駅伝、海水浴、スキーには、親子 5 人が参加している。海水浴には宮城県塩釜市へ、スキーには下小路部落から東南約 6 km のところにある赤倉スキー場へ出かけている。経営主と子供たち（2～3 人）が一緒にのスポーツは、小中合同運動会、盆踊り、川遊びなどである。また、妻と子供たちが一緒にしたスポーツは、若妻バレーボール大会、小学校マラソン、小学校スキー大会などである。単独で出かけたのは、経営主の野球観戦だけである。下小路部落の旧公民館は、松林寺境内のなかにあったが、昭和 59 年部落の西端にある広場に新公民館が建設された。部落運動会がその広場でおこなわれるが、その日は同時にムラ祭りでもある。あらかじめ、部落運動会の相談（妻が出席）があり、運動会の賞品を買いに経営主と妻が新庄市へ出かけ、運動会に参加し、運動会終了後反省会、後片付をする。旅行、外食には、妻と子供たち 3 人と母が出かけており、経営主、父、祖母の 3 人は出かけていない。修学旅行に長男と二男が、保育所の旅行に妻と三男が、町内めぐりに長男が、遠足に子供たち 3 人が、湯治に妻と長男と二男と母が、外食に妻と二男と三男がそれぞれ出かけている。これらの旅行のうち町内以外の旅行先は、保育所の旅行で妻と三男が庄内海岸の鶴岡市加茂へ、修学旅行で長男が新庄市へ、遠足で子供たち 3 人が宮城県鳴子町の鳴子峡へ、湯治で妻、長男、二男、母が鳴子町の中山平へ

それぞれ出かけたものである。なお、外食は一度だけである。

祭ほかは、向町祭、観音祭、部落芋煮会である。向町祭は八幡神社の祭で、経営主と妻の2人が出かけた。観音祭は富沢観音の祭で、妻と子供たち3人が出かけた。小国川の川原でおこなわれた部落芋煮会には、経営主夫婦とその子供たち5人が参加した。

その他は、「同好会」、友人との遊び、二男と三男の妻の実家への遊び、大人の労働の場における子供たちの遊びなどである。「同好会」には経営主が参加した。この「同好会」には、正式の名称がなく員数は8人である。また、会員の職種がさまざま、年齢は若者から年寄まで、地域は向町、富沢、下小路の人たちである。一致するところは、気心の合った者同士ということである。友達との遊びは、3人とも1回である。妻の実家へ遊びに出かけたのは、二男が1回だけで、三男は15回(61時間)である。小学生以下の子供たち3人は、大人の労働の場で遊びを楽しむ。回数も時間も三男(10回)が最も多く、次いで二男(9回)、長男(6回)の順となっている。子供たちがつれていかれた大人の労働の場は、稲作、畜産、山林、兼業であるが畑作はない。長男は稲作だけ、二男は稲作と山林、三男は4者のすべてに同道している。

(E) 買物

家事を担当する妻が、主として買物をする。総数167時間(200日)のなかで、妻は128時間(76%)、159日(80%)である。ほかの大人のうちでは、10時間または10日を超えるものはいない。なお、子供たちの買物は、妻の買物への同道が大部分である。買物の場所は、部落(立小路を含む)、富沢(富沢に隣接する新田を含む)、向町(向町に隣接する十日町を含む)、新庄市に大別できる。これらの場所での妻の買物の回数の比率をみると、部落が40%、富沢が7%、向町が52%、新庄市が1%となっている。これは、日常的な食料品の買物が、部落における行商人からの買物と向町の食料品店へ出かけての買物で、回数が多いからである。

(F) 送迎

送迎に要した時間は83時間、関係日数は245日である。送迎者は、経営主、妻、母の3人で、妻が65時間(212日)と圧倒的に多い。被送迎者は、家族と親戚であるが、前者が72時間(258回)、後者が11時間(5回)である。被送迎者中家族のなかで圧倒的に多いのが三男(45時間、223回)で、次いで母(17時間、15回)、経営主(4時間、8回)などである。三男は、自宅から東へ約1km離れた富沢の保育所へタクシーで通う。下小路部落からタクシー2台で10人の児童が保育所へ通う(往復)。バスの便はあるが、往復時の時間帯に合致しないからである。そのタクシーまで三男を送るための時間はせいぜい10分程度であるが、時間と回数が多く、妻が41時間(204回)、母3時間(18回)、経営主

0時間（1回）などである。被送迎者としての母は、主として向町までの入・通院で、経営主が3回、妻が12回送迎している。親戚では、祖父の法事客、父の妹の夫、妻の祖母・兄・叔父などを送っている。祖父の法事客の場合には、経営主が新庄駅まで送っている。

(G) 健康管理その他

F農家家族成員の健康管理には、1,708時間（205日）と多くの時間を費やしている。その他が52時間（59日）である。母が1,370時間（83日）で最も多く、次いで妻が112時間（45日）、父105時間（21日）、二男44時間（16日）、長男34時間（16日）、三男31時間（18日）、祖母10時間（4日）、経営主4時間（2日）の順となっている。母は、3回の理容のほかは、すべて向町病院への入・通院である。とくに入院の場合には、自宅を出てから帰宅するまでの全生活時間が含まれるので多くなっている。妻の場合は、彼女自身の医療・理容が23時間（10日）であるほかは、経営主と父を除く家族成員の医療のために出かけている。その回数は、母20回、子供たちそれぞれが10回前後、祖母1回である。父の場合は、彼自身の理容が1回あるほかは、すべて彼の妻と病院で過ごした時間である。子供たちは、内科・歯科・眼科・皮膚科などにかかった。F農家の家族成員が通常利用する医療機関は、向町の病院や医院であるが、しばしば宮城県鳴子町や古川市の医院を利用している。その他では妻が35時間で最も多い。その内容は、役場・銀行・郵便局・自動車会社などへの所用と、荷物の発送などある。荷物の発送は、出稼ぎ先や法事・葬式客への荷送りである。

(4) 生活行動の地域的拡がり

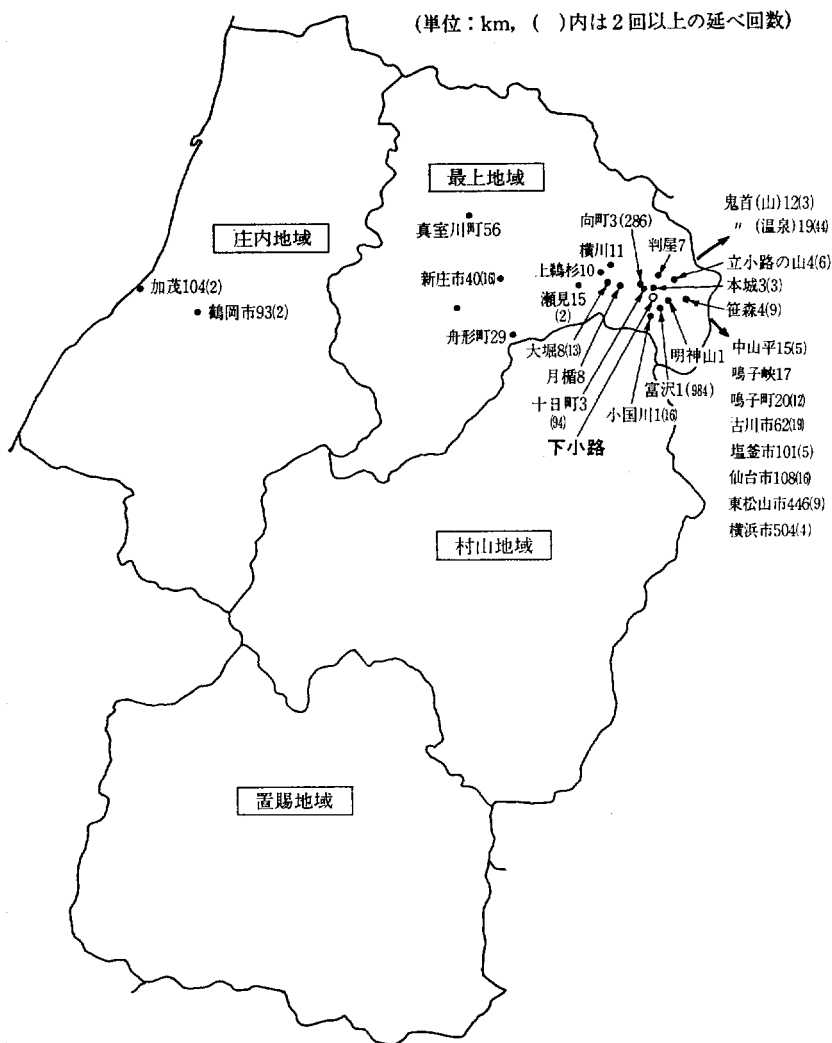
ここでは、農業労働を除き、兼業労働を含めた外出生活行動の地域的拡がりについて述べる。生活行動の地域的拡がりを、目的別、距離区分別、統柄別にその回数を示したのが第25表である（第4図参照）。総数は2,360回で、そのうち妻が981回で最も多く、次いで長男365回、三男351回、二男321回、経営主198回、母76回、父60回、祖母8回の順となっている。2,360回の総数を目的別にみると、学校、学習が889回で最も多く、次いで送迎263回、買物251回、交際248回、健康管理その他205回、兼業労働188回、レクリエーション164回、諸会合152回の順となっている。学校、学習では、小学生以下の子供たち3人が、1km離れた富沢の小学校と保育所へ通った回数が圧倒的に多い。送迎では、妻が保育所へ通う三男をタクシーまで（部落内）送った回数が最も多い。買物、交際、健康管理において妻の役割は極めて大きい。買物は主として3km離れた向町と自部落でおこない、交際は自部落が圧倒的に多く、健康管理には、主として町の中心地の向町の医療施設を利用しているが、宮城県鳴子町（20km）と古川市（62km）の医院をしばしば利用している。兼業労働のための外出回数は、妻が最も多く、次いで経営主、父の順

第25表 外出生活行動の目的別、距離区分別、続柄別回数 (F農家)

		距 離 区 分	経営主	妻	父	その他家族	計
兼 業 労 働		部 落 内	—	25 (3)	—	—	25 (1)
		～ 4 km	—	84 (9)	—	—	84 (4)
		4 ～ 8	—	1 (0)	—	—	1 (0)
		8 ～ 20	2 (1)	—	—	—	2 (0)
		20 ～ 40	2 (1)	—	1 (2)	—	3 (0)
		宮城県鳴子町鬼首	44 (22)	—	—	—	44 (2)
		〃 仙台市	16 (8)	—	—	—	16 (1)
		埼玉県東松山市	—	—	9 (15)	—	9 (0)
		神奈川県横浜市小計	4 (2)	—	—	—	4 (0)
		68 (34)	110 (11)	10 (17)	—	188 (8)	
諸 会 合	自 治	部 落 内	20 (10)	41 (4)	4 (7)	12 (1)	77 (3)
		～ 4	8 (4)	9 (1)	—	4 (0)	21 (1)
		4 ～ 8	1 (1)	—	—	—	2 (0)
		小 計	29 (15)	50 (5)	4 (7)	16 (1)	99 (4)
	農 業 経 営	部 落 内	5 (3)	5 (1)	—	—	10 (0)
～ 4		1 (1)	32 (3)	—	4 (0)	37 (2)	
	生 活 改 善	小 計	6 (3)	37 (4)	—	4 (0)	47 (2)
		部 落 内 (小計)	—	5 (1)	—	1 (0)	6 (0)
		計	35 (18)	92 (9)	4 (7)	21 (2)	152 (6)
交 際		部 落 内	27 (14)	130 (13)	14 (23)	43 (4)	214 (9)
		～ 4	2 (1)	7 (1)	3 (5)	12 (1)	24 (1)
		4 ～ 8	—	2 (0)	—	—	2 (0)
		8 ～ 20	1 (1)	—	—	—	1 (0)
		20 ～ 40	—	—	1 (2)	—	1 (0)
		40 ～ 80	—	1 (0)	1 (2)	—	2 (0)
		宮城県鳴子町	1 (1)	2 (0)	1 (2)	—	4 (0)
		小 計	31 (2)	142 (14)	20 (33)	55 (5)	248 (11)
学 校, 学 習		部 落 内	3 (2)	49 (5)	—	8 (1)	60 (3)
		～ 4	5 (3)	25 (3)	1 (2)	785 (70)	816 (35)
		4 ～ 8	—	1 (0)	—	4 (0)	5 (0)
		8 ～ 20	—	—	—	1 (0)	1 (0)
		20 ～ 40	—	—	—	1 (0)	1 (0)
		80 ～	—	2 (0)	—	2 (0)	4 (0)
		宮城県鳴子町鳴子峡	—	—	—	1 (0)	1 (0)
		〃 中山平	—	—	—	1 (0)	1 (0)
		小 計	8 (4)	77 (8)	1 (2)	803 (72)	889 (38)
レ ク リ エ ー シ ョ ン		部 落 内	11 (6)	15 (2)	—	45 (4)	71 (3)
		～ 4	14 (7)	10 (1)	5 (8)	32 (3)	61 (3)
		4 ～ 8	2 (1)	2 (0)	—	7 (1)	11 (0)
		8 ～ 20	1 (1)	1 (0)	1 (2)	—	3 (0)
		20 ～ 40	2 (1)	1 (0)	4 (7)	—	7 (0)
		40 ～ 80	—	—	—	1 (0)	1 (0)
		宮城県鳴子町	1 (1)	—	—	—	1 (0)
		〃 中山平	—	1 (0)	—	3 (0)	4 (0)
		〃 塩釜市	1 (1)	1 (0)	—	3 (0)	5 (0)
		小 計	32 (16)	31 (3)	10 (17)	91 (8)	164 (7)

第25表 つづき

		距 離 区 分	経営主	妻	父	その他家族	計
買 物	部 落 内 ～ 4 20～40 小 計	1 (1)	80 (8)	—	1 (0)	82 (3)	
		7 (4)	127 (13)	1 (2)	30 (3)	165 (7)	
		1 (1)	—	1 (2)	2 (0)	4 (0)	
		9 (5)	207 (21)	2 (3)	33 (3)	251 (11)	
送 迎	部 落 内 ～ 4 4～8 20～40 小 計	2 (1)	203 (21)	—	21 (2)	226 (10)	
		6 (3)	25 (3)	—	3 (0)	34 (1)	
		—	2 (0)	—	—	2 (0)	
		1 (1)	—	—	—	1 (0)	
健康管理 その他	部 落 内 ～ 4 4～8 宮 城 県 古 川 市 鳴 子 町 小 計	1 (1)	6 (1)	1 (2)	2 (0)	10 (0)	
		5 (3)	68 (7)	12 (20)	79 (7)	164 (7)	
		—	3 (0)	—	2 (0)	5 (0)	
		—	8 (1)	—	11 (1)	19 (1)	
総 計	距 離 区分別	—	7 (1)	—	—	7 (0)	
		6 (3)	92 (9)	13 (22)	94 (8)	205 (9)	
		部 落 内	70 (35)	559 (57)	19 (32)	133 (12)	781 (33)
		～ 4	48 (24)	387 (39)	22 (37)	949 (85)	1,406 (60)
		4～8	3 (2)	11 (1)	—	13 (1)	27 (1)
		8～20	4 (2)	1 (0)	1 (2)	1 (0)	7 (0)
		20～40	6 (3)	1 (0)	7 (12)	3 (0)	17 (1)
		40～80	—	1 (0)	1 (2)	1 (0)	3 (0)
		80～	—	2 (0)	—	2 (0)	4 (0)
		宮城県鳴子町	2 (1)	9 (1)	1 (2)	—	12 (1)
		中山平	—	1 (0)	—	4 (0)	5 (0)
		鳴子峡	—	—	—	1 (0)	1 (0)
		鬼 官	44 (22)	—	—	—	44 (2)
		古川市	—	8 (1)	—	11 (1)	19 (1)
	塩釜市	1 (1)	1 (0)	—	3 (0)	5 (0)	
	仙台市	16 (8)	—	—	—	16 (1)	
	宮城県松山市	—	—	9 (15)	—	9 (0)	
	玉川県横浜市	—	—	—	—	—	
神奈川	4 (2)	—	—	—	4 (0)		
目的別	兼 業 労 働 諸 会 交 際 学 校、学 レ ク リ エ ー シ ョ 買 送 健 康 管 理 そ の 他	68 (34)	110 (11)	10 (17)	—	188 (8)	
		35 (18)	92 (9)	4 (7)	21 (2)	152 (6)	
		31 (16)	142 (14)	20 (33)	55 (5)	248 (11)	
		8 (4)	77 (8)	1 (2)	803 (72)	889 (38)	
		32 (16)	31 (3)	10 (17)	91 (8)	164 (7)	
		9 (5)	207 (21)	2 (3)	33 (3)	251 (11)	
		9 (5)	230 (23)	—	24 (2)	263 (11)	
		6 (3)	92 (9)	13 (22)	94 (8)	205 (9)	
県 内 別	県 内 小 計	131 (66)	962 (98)	50 (83)	1,102 (98)	2,245 (95)	
		67 (34)	19 (2)	10 (17)	19 (2)	115 (5)	
計		198(100)	981(100)	60(100)	1,121(100)	2,360(100)	



第4図 下小路部落から外出先までの距離(道路による)——F農家——

注. 距離の計測には道路地図を使用し, 道路地図で不明の場合はマップメーターで計測した。

となっている。それは、妻が富沢（1 km）への通勤、経営主が宮城県鳴子町鬼首（19 km）への通勤と仙台市（108 km）への短期出稼ぎと横浜市（504 km）への長期出稼ぎ、父が埼玉県東松山市（446 km）への長期出稼ぎとなっているためである。レクリエーションの回数では、部落内が最も多いが、4 km 未満圏内にある富沢（小学校、保育所がある）や向町（最上町の中心地）へ出かけることもかなり多い。諸会合では部落内が最も多いが、農協が向町にあり、農協の支所が富沢にあるため、しばしばそこへ出向く。

距離区分別回数をみると、県内では、子供たちの通う小学校や保育所のある富沢や町の中心地の向町を含む 4 km 未満圏内が 1,406 回で最も多く、次いで部落内 781 回、4～8 km 圏内 27 回、20～40 km 圏内 17 回などの順になっている。県外では、宮城県鳴子町が圏内に入る 8～20 km 圏内の 62 回が最も多く、次いで 80 km 以上圏 34 回（仙台市 16 回、東松山市 9 回、塩釜市 5 回、横浜市 4 回）、40～80 km 圏内の古川市が 19 回となっている。こうして県内が 2,245 回、県外が 115 回であり、もちろん県内が 95 % を占めるが、兼業や健康管理などのために県外へ出かけることが少なくない。

3. む す び

以上、F 農家の生活時間調査結果を分析してきたが、ここで要約しておこう(2)。F 農家は第Ⅱ種兼業農家で、片親と 2 夫婦 4 世代家族である。基幹労働力は、経営主夫婦と父の 3 人であり、家事は妻が担当する。経営耕地面積は 220 a で、稲作と畜産（繁殖和牛）の複合経営である。農閑期には、基幹労働力の 3 人が兼業に就労し、その合計賃金は米の所得を上回る。

第 1 に、農業労働時間について。稲作労働時間が 64 %、畜産労働時間が 23 %、畑作が 11 %、山林が 2 % で稲作労働時間が 60 % を超える。続柄別にみると、総農業労働時間では妻が 49 %、経営主 31 %、父 18 % となっている。しかし、部門別にみると、稲作と山林では経営主が、畑作と畜産では妻が最多労働時間となっている。F 農家において、基幹労働力が経営主夫婦と父の 3 人であることは、C、D 農家とその形態が類似している。

第 2 に、兼業労働について。過去 5 戸の調査対象農家（A、B、C、D、E 農家）はすべて第Ⅰ種兼業農家であったが、今回の F 農家は第Ⅱ種兼業農家であり、しかも、出稼ぎ型の第Ⅱ種兼業農家である。長期出稼ぎが中心となっているが、短期出稼ぎや通勤・内職もある。F 農家の場合には、出稼ぎ者が経営主と父の 2 人ということもあり、前述のとおり兼業労働時間は 5,152 時間となっており、この数値は、総農業労働時間のおよそ 2 倍にあたる。

第 3 に、起・就床時刻、睡眠時間、食事開始時刻について。F 農家の家族成員は、早寝

早起の農村型といえよう（E 農家の経営主夫婦は遅寝早起の都市型であった）。家族成員の共食が基本であることは、どの農家も同じであるが、これまでの農家（A～E）と比較して F 農家の場合食事開始時刻のバラツキが大きいように思われる。

第4に、外出生活行動について。まず、諸会合のなかの自治では、経営主が消防活動や部落有林の下刈りに、妻が小学校や子供会の仕事に多くの時間を費やしている。農業経営では、経営主が生産組合の集会や和牛組合の行事に参加し、妻がしばしば農協へ出かけている。生活改善では、妻が専ら若妻会と農協婦人部の集会に出席している。

交際では、妻の実家が同じ部落内にあり、経営主夫婦の妻の実家との交際がとくに多い。F 農家の祖母が調査年度中に死亡したことや、自部落だけでなく、隣接する立小路部落住民との交際があり、葬式や法事が多かった。また、親戚へ盆札や彼岸札、そして農作業の手伝いに出かけている。盆札では父が、手伝いでは経営主がより多く出かけている。

学校、学習のうち学校では、小学生以下の子供たち3人が小学校や保育所で過ごす時間が圧倒的に多い。妻が小学校の評議員である経営主の代わりに P T A 活動を行なっていることが多い。学習では、妻が稲作や和牛の学習に熱心である。

レクリエーションのうち趣味では、経営主、妻、父が山菜採りに出かけている。スポーツでは、町、部落、小学校、保育所、若妻会などが主催する運動会や球技大会があり、経営主、妻、子供たちが参加している。旅行や湯治に出かけているが、その回数は多いとはいえない。

買物は、妻が担当し回数がかなり多い。

送迎は、主として妻がおこない、保育所へ通う三男を送るのが日課であり、しばしば通院する母や子供たちを送迎する。

健康管理では、母の入・通院や子供たちの医療に多くの時間を費やしている。

第5に、外出生活行動の地域的拉がりについて。子供たちが4 km 未満圏内の地区の中心地にある小学校や保育所へ通う回数が多いことはいうまでもない。諸会合、交際、買物、送迎などが部落内でおこなわれることが多い。しかし、4 km 未満圏内にある町の中心地での買物の回数は、部落のそれを上回る。F 農家から宮城県境まで約10 km の距離に過ぎず、その県境を越えて、8～20 km 圏内、20～40 km 圏内、さらに40～80 km 圏内への行動が多く、それらは、兼業、レクリエーション、健康管理などの目的である。さらに遠距離の兼業就労地は、仙台市、東松山市、横浜市である。

注(1) A, B, C, D, E 農家については、以下の拙稿を参照されたい。

A 農家→「庄内地方における一農家の生活構造——生活時間調査を手がかりに——」『農業総合研究』第26巻第2号、昭和47年）、137～162 ページ。

B 農家⇒「生活時間調査からみた農家の生活構造——山形県新庄市角沢の B 農家をめぐって——」(『農業総合研究』第 37 巻第 3 号, 昭和 58 年), 73~120 ページ。

C, D 農家⇒「農家の生産・生活構造——山形県 C, D 農家の生活時間調査分析——」(東北農業研究会編『東北農業・農村の諸相』第 5 章, 昭和 62 年), 245~340 ページ。

E 農家⇒「山形県 E 農家の生活時間調査」(『農業総合研究』第 42 巻第 1 号, 昭和 63 年), 143~171 ページ。

- (2) 前掲 (1) の C, D 農家の分析で A, B, C, D の 4 農家の家族類型別比較を試みているので, とくにその 316~333 ページを参照されたい。

〔付 記〕

1 年間にわたる日々の丹念な記帳によって, 資料を提供された F 農家の方々に, 厚くお礼を申し上げたい。

〔要 旨〕

山形県F農家の生活時間調査

杉 山 茂

本稿は、農家とその家族成員の生産・生活時間の配分と役割分担との関連のなかに、農家の再生産構造を把握しようとしたものである。

一般に農業生産は、家族成員の分業と協業のもとに営まれているといわれるが、誰と誰がどんな農作業に何時間従事し、農業経営の基幹部門と副次部門をどのように分担し、それを支える家事労働は誰がおこなっているのか。1年を通して具体的に説かれたことは、決して多くない。

また、村落の諸活動は、連帯する家の成員によって担われているが、誰がどんな活動にどのようにかわり、その時間的配分はどうなっているかについても同様である。

さらに、家族成員それぞれが、交際、学習、レクリエーションなどの生活行動のなかで、どんな立場で誰とあるいはどんな組織とのかわりの上で行動しているのか。

以上のような狙いをもって、昭和44年度に生活時間調査を開始して以来、本稿は6番目の調査報告である。いままでの対象農家はすべて第Ⅰ種兼業農家であったが、今回は第Ⅱ種兼業農家である。

本稿は、山形県最上郡最上町の出稼ぎを主とし、稲作の基幹部門に畜産を加えた2.2haの複合経営農家（片親と2夫婦4世代）を対象としている。特徴を列挙すれば、以下のとおりである。

第1に、農業労働時間について。稲作を基幹として、畜産、畑作、山林があるが、基幹労働力は、経営主、妻、父の3人である。

第2に、兼業労働時間について。経営主と父が主として出稼ぎに、妻が通勤で農閑期に兼業就労している。

第3に、起・就床時刻について。早寝早起型（農村型）である。

第4に、外出生活行動について。諸会合では、主として経営主と妻が、消防、部落共有林の活動などに参加している。交際では、部落内にある親戚とのつきあいが、とくに妻に多い。レクリエーションのなかで、家族や個人がおこなうものは、それほど多くない。送迎や健康管理のために多くの時間を費やしている。

第5に、外出生活行動の地域的拡がりについて。日常的には、部落を中心として4km未満圏内の生活行動が多く、出稼ぎには京浜地域、宮城県へ出かけるが、レクリエーションや健康管理のために、宮城県へ出かけることが多い。